

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>※「公用文作成の考え方（建議）」（令和4年1月7日文化審議会）を踏まえ、宮城県地域防災計画地震災害対策編における全ての読点の表記を「,」（コンマ）から「、」（テン）に変更することとしますが、新旧対照表の備考上は反映していません。また、今回の修正に係る部分については、修正前欄も「、」（テン）で記載しています（なお、宮城県地域防災計画津波災害対策編及び風水害等災害対策編も同様です）。</p> <p>※文言統一のため、宮城県地域防災計画地震編における「ものとする。」の表記は、全て削除することとしますが、新旧対照表の備考上は反映していません。また、今回の修正に係る部分については、修正前欄も削除して記載しています（なお、宮城県地域防災計画津波災害対策編及び風水害等災害対策編も同様です）。</p>		
	第1章 総則	第1章 総則	
1	<p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、県内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に<u>基づき</u>、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。</p> <p>なお、法第3条の規定に<u>基づき</u>、本県<u>においては、県</u>『全域』が推進地域に指定されている。</p> <p>【平成18年4月3日内閣府告示第58号】</p>	<p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、県内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、宮城県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。</p> <p>（略）</p> <p>また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に<u>より</u>、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。</p> <p>なお、法第3条の規定に<u>より</u>、本県 _____ 『全域』が推進地域に指定されている。</p> <p>【平成18年4月3日内閣府告示第58号】</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
2	<p>第2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に<u>基づく</u>「宮城県地域防災計画」の「地震災害対策編」として、宮城県防災会議が<u>策定</u>する計画であり、宮城県の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。</p> <p>（略）</p>	<p>第2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に<u>より</u>「宮城県地域防災計画」の「地震災害対策編」として、宮城県防災会議が<u>作成</u>する計画であり、宮城県の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。</p> <p>（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
2	<p>第3 計画の修正</p>	<p>第3 計画の修正</p>	<p>➤ 記述の適正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>1 修正の概要 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。（略）</p>	<p>1 修正の概要 この計画は、災害対策基本法第40条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期す。（略）</p>	化
3	<p>2 見直し方針 (1) から (3) まで （略） (4) 津波対策の強化 (略) 両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。 第4 （略）</p>	<p>2 見直し方針 (1) から (3) まで （略） (4) 津波対策の強化 (略) 両者は重なるところもあるが、両編合わせて地震・津波災害対策のために活用されるべきものである。 第4 （略）</p>	▶ 文言の統一
4	<p>第5 基本方針 1 （略） 2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略) そのため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。 3から8まで （略）</p>	<p>第5 基本方針 1 （略） 2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略) そのため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。 3から8まで （略）</p>	▶ 記述の適正化
5	<p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実 (略) 災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難情報を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。 10から12まで （略）</p>	<p>9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実 (略) 災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難の指示等を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。 10から12まで （略）</p>	▶ 記述の適正化
15	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第1から第3まで （略） 第4 防災機関の業務大綱</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第1から第3まで （略） 第4 防災機関の業務大綱</p>	▶ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																
	<p>(略)</p> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1" data-bbox="174 288 1064 619"> <tr> <td data-bbox="174 288 405 328">(略)</td> <td data-bbox="405 288 1064 328">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 328 405 475">東日本電信電話株式会社宮城事業部</td> <td data-bbox="405 328 1064 475">(1) 及び (2) (略) (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 及び (5) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 475 405 515">(略)</td> <td data-bbox="405 475 1064 515">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 515 405 619">株式会社イトーヨーカ堂 (略)</td> <td data-bbox="405 515 1064 619">災害時における支援物資の調達及び被災地への供給</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第5 (略)</p>	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 及び (2) (略) (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 及び (5) (略)	(略)	(略)	株式会社イトーヨーカ堂 (略)	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給	<p>(略)</p> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1" data-bbox="1077 288 1971 619"> <tr> <td data-bbox="1077 288 1308 328">(略)</td> <td data-bbox="1308 288 1971 328">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 328 1308 475">東日本電信電話株式会社宮城事業部</td> <td data-bbox="1308 328 1971 475">(1) 及び (2) (略) (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 及び (5) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 475 1308 515">(略)</td> <td data-bbox="1308 475 1971 515">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 515 1308 619">株式会社イトーヨーカ堂 (略)</td> <td data-bbox="1308 515 1971 619">災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第5 (略)</p>	(略)	(略)	東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 及び (2) (略) (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 及び (5) (略)	(略)	(略)	株式会社イトーヨーカ堂 (略)	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等	
(略)	(略)																		
東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 及び (2) (略) (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 及び (5) (略)																		
(略)	(略)																		
株式会社イトーヨーカ堂 (略)	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給																		
(略)	(略)																		
東日本電信電話株式会社宮城事業部	(1) 及び (2) (略) (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保 (4) 及び (5) (略)																		
(略)	(略)																		
株式会社イトーヨーカ堂 (略)	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等																		
18	(新設)	<p><u>第3節 県の概況</u></p> <p><u>第1 位置</u></p> <p><u>本県は、東北地方の東南部に位置し、東は太平洋に面し、西は秋田県・山形県の2県に、南は福島県、北は岩手県にそれぞれ隣接している。</u></p>	➤ 宮城県地域防災計画風水害等災害対策編（以下「風水害編」という。）との整合																
18	(新設)	<p><u>第2 地勢</u></p> <p><u>1 地形、地質</u></p> <p><u>本県は、北上高地地帯、阿武隈高地地帯、奥羽脊梁山脈地帯及びそれらに取り囲まれる中央低地帯などによって構成されている。</u></p> <p><u>北上高地と阿武隈高地は、共に古生層及び中生層よりなる古い山地である。</u></p> <p><u>奥羽脊梁山脈地帯は、宮城県と山形県との県境をなしており、新第三紀以降の火山活動及びその後の隆起により山脈化した地帯である。</u></p> <p><u>中央低地帯は仙北丘陵地帯、仙北低地帯、仙南低地帯よりなる。この低地帯は、北上・阿武隈両高地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。</u></p> <p><u>以上の区分は、地質の特徴と密接に関係していると考えられるので、本県の地質について以下の4地域ごとに説明する。</u></p>	➤ 風水害編との整合																

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>(1) 北上高地地帯</u> <u>北上高地地帯は、岩手県東部全域を占める隆起帯であるが、その南延長が本県の北部東側に達し、緩やかな地形が南に向かうに従って、次第にその幅と高さを減じながら牡鹿半島を経て金華山まで延長する。</u> <u>地質は主として古生層、中生層により構成され、それらの大部分は堆積岩よりなる。第三系の分布は西縁部の一部のみであり、第四紀の火山岩はまったくみられない。新第三紀後半から第四紀にかけての造山運動時にもその変動の影響は軽微であり、陸地として存在した安定地塊である。</u></p> <p><u>(2) 阿武隈高地地帯</u> <u>阿武隈高地地帯は、福島県東部に広く分布する紡錘形の隆起帯であるが、その北部は本県の南部に延び、仙台市の西部から南部にかけて広がる丘陵地帯下に没している。</u> <u>隆起帯は、本県に入ると2つの山列に分かれる。西側の列は花崗岩で、その延長部は蔵王山・面白山・鳴子などの新第三系の基盤となって分布する。</u> <u>東側の隆起帯は畑川破碎帯及び双葉破碎帯に挟まれた地塁状を構成しているが、本県側ではその幅も狭くなって著しく破碎された砂岩・粘板岩及び花崗岩よりなる。</u></p> <p><u>(3) 奥羽脊梁山脈地帯</u> <u>奥羽脊梁山脈地帯は、宮城・山形県境部を構成する標高1,000m前後の山岳地帯で、栗駒山、船形山、蔵王山などの第四紀の火山が連なっている。</u> <u>この地帯は、中生代白亜紀の花崗岩類を基盤とし、新第三紀変朽安山岩、流紋岩溶岩、緑色凝灰岩類（グリーンタフ）及び第四紀の火山岩類が分布する。</u> <u>新第三系の溶岩及び凝灰岩は、熱水変質を受けたほとんどが緑色に変化している。</u></p> <p><u>(4) 中央低地地帯</u> <u>中央低地帯は、北上・阿武隈両高地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。</u> <u>中央低地帯は仙北丘陵地帯、仙北低地帯及び仙南低地帯によって構成されている。</u></p> <p><u>イ 仙北丘陵地帯は、北上高地と奥羽山脈の間に存在し、環状又は弧状を呈する丘陵及び低地帯が交互に配列する渦状の特有な地形を形成している。</u> <u>丘陵部には、中新統（堆積岩、火山岩）及び鮮新統が背斜構造を示して分布している。</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>ロ 仙北低地帯は、仙北平野とも呼ばれ、北上川及びその支流の諸河川によって形成された自然堤防及び後背湿地堆物よりなり、湖沼及び湿地帯がみられる。</u></p> <p><u>ハ 仙南低地帯は、黒川・泉・松島・台の原丘陵の南方に広がる地域で、南北に平行な3帯に分けられる。</u></p> <p><u>中央低地帯の基盤は新第三系で構成されている。仙台市東方から北部阿武隈高地の東側に続く海岸平野には、沖積地堆積物が広く分布し、その基盤岩は、おおむね鮮新統下部の竜の口層である。</u></p> <p><u>白石・川崎・秋保などに南北に連なる盆地性の沖積地には、沖積地堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩及び火山岩よりなる。</u></p> <p><u>阿武隈高地と高館山一体の丘陵に挟まれた角田・槻木・大河原などの盆地には、第四系更新統の段丘堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩、火山岩及び白亜紀の花崗岩である。</u></p> <p><u>2 河川及び湖沼</u></p> <p><u>本県は、西部に奥羽山脈が縦走し、北東部には岩手県からの北上高地が、南東部には福島県からの阿武隈高地が本県へ続いている。これら山地を水源として、北上川、阿武隈川の二大河川のほか、迫川・江合川・鳴瀬川・七北田川・名取川・白石川などの河川が多く支流を集めて東部に流れ、仙台湾に注いでいる。</u></p> <p><u>本県の河川の特徴として、北上川・阿武隈川の両河川は、その上流がいずれも隣接県の広大な山地を流域として発しているため、雨期における増水は激しく、また、その他河川のほとんどは、急峻な山地から短時間で低平地へ流れ込む形態であるため、雨期には増水・氾濫の危険を伴う特性を有している。</u></p> <p><u>湖沼については、県北部の低地帯に点在していたが、その多くは干拓され、現在は、伊豆沼・内沼・蕪栗沼などが残っている。</u></p> <p><u>3 海岸</u></p> <p><u>本県の海岸線は、総延長約830kmに達している。南北に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して、海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部に連なる三陸南海岸であり、南部は、仙台湾を形成する仙台湾沿岸である。</u></p> <p><u>牡鹿半島の突端黒崎以北の三陸海岸は、北上の褶曲山地が海に迫り、極めて複雑な屈曲を示し、いわゆる“リアス海岸”を形成している。</u></p> <p><u>4 気象</u></p> <p><u>宮城県は、西に奥羽山脈がそびえ、東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し、その間には仙台平野が広がる。また、東に広がる三陸沖では、日本の南を北上する黒潮からの暖水と千島列島に沿って南下する親潮からの冷水が複雑に入り混じった海</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>域（混合域）となっている。</u></p> <p><u>春は、寒暖の変動を繰り返しながら暖かくなり、桜前線が北上する。梅雨の時期は天気がぐずつき、ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることがあり、梅雨明け後は蒸し暑い夏となる。</u></p> <p><u>そして秋は空が高く感じられる秋晴れとなるが、秋雨前線や台風の襲来により大雨となることもある。</u></p> <p><u>このように、宮城県では四季の変化が明瞭に現れる。冬は山沿いで雪となるが、平野は晴れの日が続く。</u></p> <p><u>春（3～5月）は、高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を繰り返しながら上昇していく。高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却により気温が下がり霜の降りることがある。一方、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況となる。</u></p> <p><u>なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。</u></p> <p><u>夏（6～8月）のうち、6月中旬から7月下旬の期間は梅雨期（東北南部の平年の梅雨入りは6月12日頃、平年の梅雨明けは7月24日頃）となり、梅雨前線の影響により大雨となることがある。日本の北にあるオホーツク海高気圧から冷たく湿った東よりの風（ヤマセ）が吹き付けることがあり、オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセの影響により、曇りや雨のぐずついた天気が続く。また、7月下旬から8月上旬にヤマセが続くと、低温と日照不足により稲の生育に大きく影響する。梅雨が明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。</u></p> <p><u>秋（9～11月）の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過することが多くなり、台風や秋雨前線の影響により大雨となることがある。秋の後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。</u></p> <p><u>冬（12～2月）は、大陸から張り出す高気圧と千島方面に発達した低気圧がある、西高東低の冬型の気圧配置が現れる。西よりの風が強く吹き、日本海から流れ込む雪雲は奥羽山脈を越えて山沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、本州の南岸を通る低気圧などにより大雪となることがある。</u></p> <p><u>なお、仙台（仙台管区气象台）における年平均気温（平年値：統計期間1991～2020年）は、12.8℃（東京15.8℃）、年降水量（平年値：統計期間1991～2020年）は1,276.7mm（東京1,598.2mm）となっている。</u></p> <p><u>5 人口の推移</u></p> <p><u>令和2年10月1日の国勢調査による本県の人口は、230万1,996人（男112万2,598人・</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>女117万9,398人）で、全国14位であり、平成27年の国勢調査人口に対し1.4%、3万1,903人の減少となっている。</u></p> <p><u>人口密度は、1km²当たり、316.1人で全国平均338.2人を下回っている。</u></p> <p><u>地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡の6市7町1村で構成される仙台都市圏が154万389人と人口の66.9%を占め、大崎広域圏19万5,353人（8.5%）、石巻広域圏18万5,679人（8.1%）、仙南広域圏16万6,529人（7.2%）、登米広域圏7万6,037人（3.3%）、気仙沼・本吉広域圏7万3,372人（3.2%）、栗原広域圏6万4,637人（2.8%）である。</u></p> <p><u>6 土地利用</u></p> <p><u>現況については、奥羽山脈など山岳部や山麓部には、生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり、林業の場、レクリエーションの場として利用されている。</u></p> <p><u>仙北の丘陵地や仙南の丘陵地を含む広大な仙台平野は、各河川によって涵養され、これらの主要河川の流域を中心に集落が開け、全国有数の穀倉地帯を形成している。</u></p> <p><u>仙台湾臨海部は、仙台塩釜港の建設を契機として、工業開発が進み、県土の中でも人口の集積や商工業、教育文化機能の集積が著しく、都市的土地利用が最も進んでいる。</u></p> <p><u>利用形態別の推移をみると、昭和47年から平成14年までの30年間においては、農用地が265km²、森林が168km²減少した一方で、宅地が178km²、道路が116km²の増加となっており、総体的に、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。</u></p> <p><u>7 交通</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道（1,430.5km）、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道（1,196.9km）、一般県道（1,144.4km）及び地域住民の日常生活に密着した市町村道（21,732.8km）で構成されており、総延長は令和3年3月末現在で25,504.6kmとなっている。</u></p> <p><u>(2) 鉄道</u></p> <p><u>県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線（松島接続線を含む）、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、美里町を中心に東西に走っている。営業キロは平成30年3月末現在で新幹線124.8km、在来線424.1kmに及んでいる。</u></p> <p><u>また、私鉄については、県南部に、阿武隈急行線（県内営業キロ25.5km）、県</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																														
		<p><u>中部に、仙台空港線（営業キロ7.1km）、市営鉄道については、仙台市内に地下鉄南北線（営業キロ14.8km）、地下鉄東西線（営業キロ13.9km）が走っている。</u></p> <p><u>(3) 空港</u></p> <p><u>仙台空港は、東北地方の拠点空港として重要な役割を果たしている。</u> <u>令和5年7月現在、国内定期便は9都市（札幌、成田、名古屋、大阪、神戸、出雲、広島、福岡、沖縄）、国際定期便は6都市（ソウル、大連、北京、上海、台北、バンコク）への路線が開設されている。</u></p> <p><u>(4) 港湾</u></p> <p><u>本県の港湾は、国際拠点港湾として仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）及び地方港湾として気仙沼港、女川港など7港がある。</u> <u>港湾における取扱貨物量は平成30年で4,947万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,601万トンである</u></p> <p><u>(図略)</u> <u>※宮城県地勢図を追加。</u></p>																															
21	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境 第1及び第2 (略) 第3 宮城県内の<u>地震</u>観測体制 (略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や<u>津波警報等</u> <u>の更新の早期発信が期待されている。</u> (略)</p>	<p>第4節 宮城県を取り巻く地震環境 第1及び第2 (略) 第3 宮城県内の<u>地震等</u>観測体制 (略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や<u>大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）</u>の更新の早期発信が期待されている。 (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化</p>																														
24	<p>第4 宮城県の地震被害 (略) 宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1" data-bbox="174 1241 1064 1391"> <thead> <tr> <th>西暦(和暦)</th> <th>地域(名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011.3.11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太</td> <td>9.0</td> <td>死亡者10,569、行方不明者1,215、住家全壊8</td> <td>宮城県 (R4.4.30)</td> </tr> </tbody> </table>	西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太	9.0	死亡者10,569、行方不明者1,215、住家全壊8	宮城県 (R4.4.30)	<p>第4 宮城県の地震被害 (略) 宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1" data-bbox="1077 1241 1973 1391"> <thead> <tr> <th>西暦(和暦)</th> <th>地域(名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2011.3.11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太</td> <td>9.0</td> <td>死亡者10,570、行方不明者1,215、住家全壊8</td> <td>宮城県 (R5.2.28)</td> </tr> </tbody> </table>	西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太	9.0	死亡者10,570、行方不明者1,215、住家全壊8	宮城県 (R5.2.28)	<p>➤ 記述の適正化</p>
西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																													
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太	9.0	死亡者10,569、行方不明者1,215、住家全壊8	宮城県 (R4.4.30)																													
西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典																													
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																													
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太	9.0	死亡者10,570、行方不明者1,215、住家全壊8	宮城県 (R5.2.28)																													

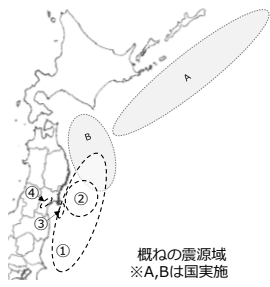
宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）					修正後					備考
		平洋沖地震		3,005	現在)		平洋沖地震		3,005	現在)	
	2011. 4. 7 (平成23)	平成23年（東北 地方太平洋沖地 震の余震)	7.2			2011. 4. 7 (平成23)	平成23年（東北 地方太平洋沖地 震の余震)	7.2			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2022. 3. 16 (令和4)	福島県沖	<u>7.3</u>	(略)	(略)	2022. 3. 16 (令和4)	福島県沖	<u>7.4</u>	(略)	(略)	(略)
	第5 (略)					第5 (略)					
36	<p>第4節 対象とする地震</p> <p><u>宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。</u></p> <p><u>このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。</u></p>					<p>第5節 対象とする地震</p> <p>(削除)</p>					<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 「第五次地震被害想定調査」の完了</p>
36	<p>第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方</p> <p>県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>今後、</u> 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。</p> <p>(略)</p> <p>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと から、想定やシナリオには一定の限界があること に留意する。</p> <p>第2 (略)</p>					<p>第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方</p> <p>県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。</p> <p><u>地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。</u></p> <p><u>また、今後起こりうる様々な地震のうち、県の防災対策上重要なものについて、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと <u>や想定手法の限界等</u>から、想定やシナリオには一定の限界があること <u>や、被害想定を行ったもの以外の地震が発生する可能性</u>に留意する。</p> <p>第2 (略)</p>					<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 「第五次地震被害想定調査」の完了</p>
36	<p>第3 <u>地震被害想定について</u></p> <p>(略)</p>					<p>第3 地震被害想定</p> <p>(略)</p>					<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。</u></p>	<p><u>その後、被災市町において復興に向けたまちづくりがおおむね完了したことから、令和3年度から第五次地震被害想定調査に着手し、令和5年度に完了した。</u></p>	<p>➤ 「第五次地震被害想定調査」の完了</p>
36	(新設)	<p><u>第4 第五次地震被害想定調査</u></p> <p><u>1 調査の概要</u></p> <p><u>防災基本計画や震災対策推進条例に基づき以下の調査検討を実施するものである。なお、250m四方の区画（メッシュ）を単位としたマクロ的（巨視的）なものである。</u></p> <p><u>(1) 地震動・津波の計算</u></p> <p><u>(2) 人的被害・物的被害等の予測</u></p> <p><u>(3) 防災対策・減災目標の検討</u></p> <p><u>調査結果は、県民の防災意識向上や、関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、地域防災計画の修正及びみやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）策定にも活用する。</u></p> <p><u>本調査では、4つの地震を対象としているが、それ以外の地震が発生する可能性があることに留意が必要である。</u></p> <p><u>2 実施体制</u></p> <p><u>宮城県防災会議に「地震対策等専門部会」を設置（令和2年度防災会議承認）し、学識経験者、ライフライン等関係機関、国の機関等の計19名により計6回の部会を開催し、調査検討を行った。</u></p> <p><u>3 調査の特徴</u></p> <p><u>本調査は、県として東日本大震災後初の調査であり、復旧・復興の状況や科学的知見等を反映した。特に東日本大震災のような最大クラスの津波をもたらす地震や、震災後発生頻度が高まっているスラブ内地震を新たに想定していることや、今後の防災対策まで踏み込み、減災推計と減災目標を新たに検討していることが特徴である。</u></p> <p><u>4 被害予測結果の総括とこれまでの防災対策の効果、今後の課題</u></p> <p><u>被害予測を行った地震とその予測結果の総括を示す。また、そこから考えられる、これまでの防災対策の効果や今後の課題は以下の通りである。</u></p>	<p>➤ 「第五次地震被害想定調査」の完了</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害想定を行った地震</th> <th rowspan="2">県内最大震度、最大津波高</th> <th rowspan="2">県内死者数</th> <th colspan="3">国と県では計算条件（津波避難圏等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。</th> </tr> <tr> <th>うち津波による</th> <th>うち揺れによる</th> <th>うち火災による</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国実施 内閣府（参考）</td> <td>A 千島海溝モデル M9.3</td> <td>3以下 約11m</td> <td>約5,200人</td> <td>約5,200人</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>B 日本海溝モデル M9.1</td> <td>6強 約16m</td> <td>約8,500人</td> <td>約8,500人</td> <td>約 10人</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">国実施 第五次地震被害想定調査</td> <td>① 東北地方太平洋沖地震 M9.0</td> <td>6強 約22m</td> <td>約5,500人</td> <td>約5,300人</td> <td>約 90人</td> <td>約 140人</td> </tr> <tr> <td>② 宮城県沖地震（連動型） M8.0</td> <td>6強 約8m</td> <td>約 90人</td> <td>約 20人</td> <td>約 40人</td> <td>約 30人</td> </tr> <tr> <td>③ スラブ内地震 M7.5</td> <td>7 約1m</td> <td>約 750人</td> <td>約 10人</td> <td>約 200人</td> <td>約 540人</td> </tr> <tr> <td>④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5</td> <td>7 -</td> <td>約1,100人</td> <td>-</td> <td>約 130人</td> <td>約 930人</td> </tr> </tbody> </table>  <p>「最大クラスの津波」 概ねの震源域 ※A,Bは国実施</p>	被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難圏等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。			うち津波による	うち揺れによる	うち火災による	国実施 内閣府（参考）	A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-	国実施 第五次地震被害想定調査	① 東北地方太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約 90人	約 140人	② 宮城県沖地震（連動型） M8.0	6強 約8m	約 90人	約 20人	約 40人	約 30人	③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約 750人	約 10人	約 200人	約 540人	④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	7 -	約1,100人	-	約 130人	約 930人	
被害想定を行った地震	県内最大震度、最大津波高	県内死者数				国と県では計算条件（津波避難圏等）が異なる。四捨五入しており、合計が合わない場合がある。																																												
			うち津波による	うち揺れによる	うち火災による																																													
国実施 内閣府（参考）	A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	-	-																																												
	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約 10人	-																																												
国実施 第五次地震被害想定調査	① 東北地方太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約 90人	約 140人																																												
	② 宮城県沖地震（連動型） M8.0	6強 約8m	約 90人	約 20人	約 40人	約 30人																																												
	③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約 750人	約 10人	約 200人	約 540人																																												
	④ 長町-利府線断層帯地震 M7.5	7 -	約1,100人	-	約 130人	約 930人																																												
		<p><u>〔津波対策〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震（連動型）など比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対する安全度が大きく向上した。 ○東北地方太平洋沖地震など最大クラスの津波（レベル2津波）は防潮堤を超えるため、適切な避難行動をとることが必要不可欠である。 ○特に、日本海溝モデル・千島海溝モデルは切迫性が高く注意する必要がある。 <p><u>〔揺れ・火災対策〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次被害想定調査（H15）と比較して建物の耐震化率が大きく向上した。これによって揺れや建物倒壊に起因する火災被害が軽減していることが考えられる。 ○耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、出火・延焼による被害を軽減するための火災対策も必要である。 <p>5 被害予測結果の概要</p>																																																

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																																																																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大項目</th> <th rowspan="2">小項目</th> <th rowspan="2">季節時刻</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">地震名</th> </tr> <tr> <th>東北地方太平洋沖地震</th> <th>宮城県沖地震（運動型）</th> <th>スラブ内地震</th> <th>長町・利府線断層帯地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">建物被害（全壊・焼失）</td> <td rowspan="3">揺れによる被害</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>6,696</td> <td>5,415</td> <td>9,281</td> <td>4,737</td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>6,689</td> <td>5,414</td> <td>9,265</td> <td>4,727</td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>6,696</td> <td>5,415</td> <td>9,281</td> <td>4,737</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち液状化</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>5,031</td> <td>4,695</td> <td>5,122</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>5,031</td> <td>4,695</td> <td>5,122</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>5,031</td> <td>4,695</td> <td>5,122</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち揺れ(強震動)</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>1,661</td> <td>717</td> <td>4,154</td> <td>3,323</td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>1,655</td> <td>717</td> <td>4,138</td> <td>3,314</td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>1,661</td> <td>717</td> <td>4,154</td> <td>3,323</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち急傾斜地崩壊</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波による被害</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>69,429</td> <td>153</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>69,429</td> <td>153</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>69,429</td> <td>153</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災による被害(地震火災)</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>990</td> <td>3,915</td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>329</td> <td>3</td> <td>1,828</td> <td>4,285</td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>2,193</td> <td>520</td> <td>9,368</td> <td>19,051</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計</td> <td>冬 5時</td> <td>棟</td> <td>76,129</td> <td>5,568</td> <td>10,271</td> <td>8,651</td> </tr> <tr> <td>夏 12時</td> <td>棟</td> <td>76,447</td> <td>5,571</td> <td>11,093</td> <td>9,012</td> </tr> <tr> <td>冬 18時</td> <td>棟</td> <td>78,318</td> <td>6,088</td> <td>18,649</td> <td>23,787</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名				東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（運動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震	建物被害（全壊・焼失）	揺れによる被害	冬 5時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737	夏 12時	棟	6,689	5,414	9,265	4,727	冬 18時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737	うち液状化	冬 5時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410	夏 12時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410	冬 18時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410	うち揺れ(強震動)	冬 5時	棟	1,661	717	4,154	3,323	夏 12時	棟	1,655	717	4,138	3,314	冬 18時	棟	1,661	717	4,154	3,323	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	棟	3	3	4	3	夏 12時	棟	3	3	4	3	冬 18時	棟	3	3	4	3	津波による被害	冬 5時	棟	69,429	153	0		夏 12時	棟	69,429	153	0		冬 18時	棟	69,429	153	0		火災による被害(地震火災)	冬 5時	棟	5	0	990	3,915	夏 12時	棟	329	3	1,828	4,285	冬 18時	棟	2,193	520	9,368	19,051	計	冬 5時	棟	76,129	5,568	10,271	8,651	夏 12時	棟	76,447	5,571	11,093	9,012	冬 18時	棟	78,318	6,088	18,649	23,787	
大項目	小項目	季節時刻					単位	地震名																																																																																																																																													
			東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（運動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震																																																																																																																																															
建物被害（全壊・焼失）	揺れによる被害	冬 5時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737																																																																																																																																														
		夏 12時	棟	6,689	5,414	9,265	4,727																																																																																																																																														
		冬 18時	棟	6,696	5,415	9,281	4,737																																																																																																																																														
	うち液状化	冬 5時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410																																																																																																																																														
		夏 12時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410																																																																																																																																														
		冬 18時	棟	5,031	4,695	5,122	1,410																																																																																																																																														
	うち揺れ(強震動)	冬 5時	棟	1,661	717	4,154	3,323																																																																																																																																														
		夏 12時	棟	1,655	717	4,138	3,314																																																																																																																																														
		冬 18時	棟	1,661	717	4,154	3,323																																																																																																																																														
	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	棟	3	3	4	3																																																																																																																																														
		夏 12時	棟	3	3	4	3																																																																																																																																														
		冬 18時	棟	3	3	4	3																																																																																																																																														
	津波による被害	冬 5時	棟	69,429	153	0																																																																																																																																															
		夏 12時	棟	69,429	153	0																																																																																																																																															
		冬 18時	棟	69,429	153	0																																																																																																																																															
	火災による被害(地震火災)	冬 5時	棟	5	0	990	3,915																																																																																																																																														
		夏 12時	棟	329	3	1,828	4,285																																																																																																																																														
		冬 18時	棟	2,193	520	9,368	19,051																																																																																																																																														
計	冬 5時	棟	76,129	5,568	10,271	8,651																																																																																																																																															
	夏 12時	棟	76,447	5,571	11,093	9,012																																																																																																																																															
	冬 18時	棟	78,318	6,088	18,649	23,787																																																																																																																																															

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後							備考				
		人的被害（死者）	大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名						
							東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（連動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震			
		人的被害（負傷者）					揺れによる被害	冬 5時	人	90	39	211	137
							夏 12時	人	85	37	198	130	
							冬 18時	人	86	37	200	132	
							うち建物倒壊	冬 5時	人	90	38	211	136
							夏 12時	人	85	36	198	129	
							冬 18時	人	84	36	196	128	
							うち	冬 5時	人	28	20	49	51
							屋内収容物、	夏 12時	人	17	12	30	31
							屋内落下物	冬 18時	人	17	12	31	32
							うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0
							夏 12時	人	0	0	0	0	
							冬 18時	人	0	0	0	0	
							うちブロック塀等・	冬 5時	人	0	0	0	0
							自動販売機転倒、	夏 12時	人	0	0	1	1
							屋外落下物	冬 18時	人	2	1	3	5
							津波による被害	冬 5時	人	5,057	18	4	
							夏 12時	人	4,219	22	9		
							冬 18時	人	5,251	20	7		
							火災による被害(地震火災)	冬 5時	人	1	0	64	215
							夏 12時	人	20	1	119	174	
							冬 18時	人	144	27	543	930	
							計	冬 5時	人	5,147	57	279	352
							夏 12時	人	4,324	59	326	303	
							冬 18時	人	5,481	85	749	1,062	
			冬 5時	人	1,420	748	2,887	2,205					
		揺れによる被害	夏 12時	人	1,795	967	3,503	2,516					
		冬 18時	人	1,657	900	3,268	2,458						
		うち建物倒壊	冬 5時	人	1,419	748	2,886	2,204					
		夏 12時	人	1,784	958	3,481	2,487						
		冬 18時	人	1,602	857	3,157	2,302						
		うち	冬 5時	人	716	534	1,149	1,169					
		屋内収容物、	夏 12時	人	466	348	752	773					
		屋内落下物	冬 18時	人	471	352	757	771					
		うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0					
		夏 12時	人	0	0	0	0						
		冬 18時	人	0	0	0	0						
		うちブロック塀等・	冬 5時	人	0	0	1	1					
		自動販売機転倒、	夏 12時	人	11	8	22	29					
		屋外落下物	冬 18時	人	55	42	110	156					
		津波による被害	冬 5時	人	2,326	20	0						
		夏 12時	人	601	11	0							
		冬 18時	人	2,144	17	0							
		火災による被害(地震火災)	冬 5時	人	1	1	46	147					
		夏 12時	人	2	1	19	13						
		冬 18時	人	104	21	378	635						
		計	冬 5時	人	3,747	769	2,933	2,352					
		夏 12時	人	2,398	978	3,522	2,529						
		冬 18時	人	3,905	938	3,646	3,093						

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大項目</th> <th rowspan="2">小項目</th> <th rowspan="2">季節時刻</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">地震名</th> </tr> <tr> <th>東北地方太平洋沖地震</th> <th>宮城県沖地震（運動型）</th> <th>スラブ内地震</th> <th>長町・利府線断層帯地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">人的被害（負傷者のうち重傷者）</td> <td rowspan="2">揺れによる被害</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>160</td> <td>69</td> <td>401</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>199</td> <td>86</td> <td>482</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">うち建物倒壊</td> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>197</td> <td>92</td> <td>474</td> <td>398</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>159</td> <td>69</td> <td>400</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>194</td> <td>82</td> <td>473</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>176</td> <td>75</td> <td>431</td> <td>338</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内収容物、 屋内落下物</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>132</td> <td>96</td> <td>220</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>86</td> <td>63</td> <td>144</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>87</td> <td>63</td> <td>145</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち急傾斜地崩壊</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うちブロック塀等・ 自動販売機転倒、 屋外落下物</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>43</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波による被害</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>156</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>64</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>132</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災による被害（地震火災）</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>41</td> <td>8</td> <td>148</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計</td> <td>冬 5時</td> <td>人</td> <td>316</td> <td>70</td> <td>419</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>夏12時</td> <td>人</td> <td>263</td> <td>87</td> <td>489</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>371</td> <td>101</td> <td>622</td> <td>646</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">生活支障等</td> <td rowspan="3">避難者（直後）</td> <td>避難所</td> <td>人</td> <td>181,600</td> <td>9,847</td> <td>18,075</td> <td>20,323</td> </tr> <tr> <td>避難所外</td> <td>人</td> <td>92,642</td> <td>6,486</td> <td>12,048</td> <td>13,549</td> </tr> <tr> <td>避難者計</td> <td>人</td> <td>274,242</td> <td>16,333</td> <td>30,123</td> <td>33,872</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難者（直後）</td> <td>避難所</td> <td>人</td> <td>182,752</td> <td>9,286</td> <td>17,123</td> <td>21,423</td> </tr> <tr> <td>避難所外</td> <td>人</td> <td>93,110</td> <td>6,079</td> <td>11,411</td> <td>14,282</td> </tr> <tr> <td>避難者計</td> <td>人</td> <td>275,861</td> <td>15,364</td> <td>28,533</td> <td>35,705</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難者（直後）</td> <td>避難所</td> <td>人</td> <td>184,519</td> <td>10,278</td> <td>28,811</td> <td>50,316</td> </tr> <tr> <td>避難所外</td> <td>人</td> <td>94,408</td> <td>6,754</td> <td>19,204</td> <td>33,544</td> </tr> <tr> <td>避難者計</td> <td>人</td> <td>278,926</td> <td>17,032</td> <td>48,014</td> <td>83,860</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>冬18時</td> <td>千トン</td> <td>10,692.0</td> <td>1,348.3</td> <td>2,020.6</td> <td>974.6</td> </tr> <tr> <td>津波堆積物</td> <td>冬18時</td> <td>千トン</td> <td>9,339.5</td> <td>351.0</td> <td>113.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電力（直後）</td> <td>停電人口</td> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>1,320,298</td> <td>1,075,848</td> <td>1,679,820</td> <td>1,544,681</td> </tr> <tr> <td>（停電率）</td> <td>（%）</td> <td></td> <td>57%</td> <td>47%</td> <td>73%</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上水道（直後）</td> <td>断水人口</td> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>753,629</td> <td>448,841</td> <td>1,031,204</td> <td>1,124,192</td> </tr> <tr> <td>（断水率）</td> <td>（%）</td> <td></td> <td>33%</td> <td>20%</td> <td>45%</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下水道（直後）</td> <td>下水道機能支障人口</td> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>433,582</td> <td>227,996</td> <td>510,048</td> <td>627,503</td> </tr> <tr> <td>（機能支障率）</td> <td>（%）</td> <td></td> <td>19%</td> <td>10%</td> <td>22%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市ガス（直後）</td> <td>供給停止戸数</td> <td>冬18時</td> <td>戸</td> <td>212,946</td> <td>214,600</td> <td>319,870</td> <td>286,592</td> </tr> <tr> <td>（供給停止率）</td> <td>（%）</td> <td></td> <td>65%</td> <td>68%</td> <td>95%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信（直後）</td> <td>通信支障人口</td> <td>冬18時</td> <td>人</td> <td>305,308</td> <td>248,561</td> <td>381,700</td> <td>334,317</td> </tr> <tr> <td>（通信支障率）</td> <td>（%）</td> <td></td> <td>13%</td> <td>11%</td> <td>17%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路</td> <td>被害箇所数</td> <td>箇所</td> <td>359</td> <td>157</td> <td>210</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>被害箇所数</td> <td>箇所</td> <td>789</td> <td>607</td> <td>982</td> <td>653</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名				東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（運動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震	人的被害（負傷者のうち重傷者）	揺れによる被害	冬 5時	人	160	69	401	326	夏12時	人	199	86	482	375	うち建物倒壊	冬18時	人	197	92	474	398	うち	冬 5時	人	159	69	400	325	夏12時	人	194	82	473	364	冬18時	人	176	75	431	338	屋内収容物、 屋内落下物	冬 5時	人	132	96	220	227	夏12時	人	86	63	144	151	冬18時	人	87	63	145	150	うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0	夏12時	人	0	0	0	0	冬18時	人	0	0	0	0	うちブロック塀等・ 自動販売機転倒、 屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0	夏12時	人	4	3	8	11	冬18時	人	21	16	43	61	津波による被害	冬 5時	人	156	1	0	0	夏12時	人	64	1	0	0	冬18時	人	132	1	0	0	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	0	18	57	夏12時	人	1	0	7	5	冬18時	人	41	8	148	248	計	冬 5時	人	316	70	419	383	夏12時	人	263	87	489	380	冬18時	人	371	101	622	646	生活支障等	避難者（直後）	避難所	人	181,600	9,847	18,075	20,323	避難所外	人	92,642	6,486	12,048	13,549	避難者計	人	274,242	16,333	30,123	33,872	避難者（直後）	避難所	人	182,752	9,286	17,123	21,423	避難所外	人	93,110	6,079	11,411	14,282	避難者計	人	275,861	15,364	28,533	35,705	避難者（直後）	避難所	人	184,519	10,278	28,811	50,316	避難所外	人	94,408	6,754	19,204	33,544	避難者計	人	278,926	17,032	48,014	83,860	災害廃棄物	冬18時	千トン	10,692.0	1,348.3	2,020.6	974.6	津波堆積物	冬18時	千トン	9,339.5	351.0	113.4		電力（直後）	停電人口	冬18時	人	1,320,298	1,075,848	1,679,820	1,544,681	（停電率）	（%）		57%	47%	73%	67%	上水道（直後）	断水人口	冬18時	人	753,629	448,841	1,031,204	1,124,192	（断水率）	（%）		33%	20%	45%	49%	下水道（直後）	下水道機能支障人口	冬18時	人	433,582	227,996	510,048	627,503	（機能支障率）	（%）		19%	10%	22%	27%	都市ガス（直後）	供給停止戸数	冬18時	戸	212,946	214,600	319,870	286,592	（供給停止率）	（%）		65%	68%	95%	90%	通信（直後）	通信支障人口	冬18時	人	305,308	248,561	381,700	334,317	（通信支障率）	（%）		13%	11%	17%	15%	緊急輸送道路	被害箇所数	箇所	359	157	210	129	鉄道	被害箇所数	箇所	789	607	982	653	
大項目	小項目	季節時刻					単位	地震名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			東北地方太平洋沖地震	宮城県沖地震（運動型）	スラブ内地震	長町・利府線断層帯地震																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
人的被害（負傷者のうち重傷者）	揺れによる被害	冬 5時	人	160	69	401	326																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		夏12時	人	199	86	482	375																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	うち建物倒壊	冬18時	人	197	92	474	398																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		うち	冬 5時	人	159	69	400	325																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			夏12時	人	194	82	473	364																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			冬18時	人	176	75	431	338																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		屋内収容物、 屋内落下物	冬 5時	人	132	96	220	227																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			夏12時	人	86	63	144	151																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			冬18時	人	87	63	145	150																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		うち急傾斜地崩壊	冬 5時	人	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			夏12時	人	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			冬18時	人	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	うちブロック塀等・ 自動販売機転倒、 屋外落下物	冬 5時	人	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		夏12時	人	4	3	8	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		冬18時	人	21	16	43	61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	津波による被害	冬 5時	人	156	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		夏12時	人	64	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		冬18時	人	132	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	火災による被害（地震火災）	冬 5時	人	1	0	18	57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		夏12時	人	1	0	7	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
冬18時		人	41	8	148	248																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
計	冬 5時	人	316	70	419	383																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	夏12時	人	263	87	489	380																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	冬18時	人	371	101	622	646																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
生活支障等	避難者（直後）	避難所	人	181,600	9,847	18,075	20,323																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		避難所外	人	92,642	6,486	12,048	13,549																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		避難者計	人	274,242	16,333	30,123	33,872																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	避難者（直後）	避難所	人	182,752	9,286	17,123	21,423																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		避難所外	人	93,110	6,079	11,411	14,282																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		避難者計	人	275,861	15,364	28,533	35,705																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	避難者（直後）	避難所	人	184,519	10,278	28,811	50,316																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		避難所外	人	94,408	6,754	19,204	33,544																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		避難者計	人	278,926	17,032	48,014	83,860																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	災害廃棄物	冬18時	千トン	10,692.0	1,348.3	2,020.6	974.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	津波堆積物	冬18時	千トン	9,339.5	351.0	113.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	電力（直後）	停電人口	冬18時	人	1,320,298	1,075,848	1,679,820	1,544,681																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		（停電率）	（%）		57%	47%	73%	67%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	上水道（直後）	断水人口	冬18時	人	753,629	448,841	1,031,204	1,124,192																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		（断水率）	（%）		33%	20%	45%	49%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	下水道（直後）	下水道機能支障人口	冬18時	人	433,582	227,996	510,048	627,503																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		（機能支障率）	（%）		19%	10%	22%	27%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	都市ガス（直後）	供給停止戸数	冬18時	戸	212,946	214,600	319,870	286,592																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		（供給停止率）	（%）		65%	68%	95%	90%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	通信（直後）	通信支障人口	冬18時	人	305,308	248,561	381,700	334,317																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
（通信支障率）		（%）		13%	11%	17%	15%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
緊急輸送道路	被害箇所数	箇所	359	157	210	129																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鉄道	被害箇所数	箇所	789	607	982	653																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
36	(新設)	<p><u>6 減災目標の検討</u> <u>今後の現実的な防災対策、国の動き、本調査で構築した被害予測モデルを用いた減災推計結果等の観点から、今後の防災対策の大きな方向性を検討した。</u></p> <p><u>第5 減災目標とその達成に向けた取り組み</u> <u>第五次地震被害想定調査において検討された以下の2つを今後10年間（令和6年度～15年度）の減災目標とする。</u></p> <p><u>目標1：最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を今後10年間でおおむね8割減少させる。</u></p> <p><u>目標2：宮城県沖地震（連動型）により想定される死者数を今後10年間でおおむね半減させる。</u></p> <p><u>この目標の達成に向け、みやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）を策定し、その推進を図る。</u></p>	▶ 「第五次地震被害想定調査」の完了

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
38	第1節 総則 第1 東日本大震災の主な特徴 1から6まで（略） 7 <u>避難指示等の</u> 住民への情報途絶 （略） 第2 （略）	第1節 総則 第1 東日本大震災の主な特徴 1から6まで（略） 7 _____住民への情報途絶 （略） 第2 （略）	➤ 記述の適正化
38	第3 想定される地震の考え方 1 発生確率は低い <u>が海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動</u> （ <u>東北地方太平洋沖地震</u> _____） 2及び3 （略）	第3 想定される地震の考え方 1 発生確率は低い <u>が海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動</u> （ <u>東北地方太平洋沖地震、日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震</u> ） 2及び3 （略）	➤ 記述の適正化
40	第2節 地震に強いまちの形成 第1から第4まで（略） （新設）	第2節 地震に強いまちの形成 第1から第4まで（略） <u>第5 所有者不明土地の利活用</u> <u>国、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u>	➤ 防災基本計画の修正
40	第 <u>5</u> 地震防災緊急事業五箇年計画 知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる <u>恐れ</u> があると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。 （略） 1から3まで（略） 第 <u>6</u> （略） 第 <u>7</u> （略）	第 <u>6</u> 地震防災緊急事業五箇年計画 知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる <u>おそれ</u> があると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。 （略） 1から3まで（略） 第 <u>7</u> （略） 第 <u>8</u> （略）	➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化
43	第3節 地盤にかかる施設等の災害対策 第1（略） 第2 土砂災害防止対策の推進 （新設）	第3節 地盤にかかる施設等の災害対策 第1（略） 第2 土砂災害防止対策の推進 <u>1 現況</u>	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>県内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、地すべり危険箇所・地区は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。また、過去の土砂災害は危険箇所以外においても発生していることから、こうした地域の対策も必要である。</u></p> <p><u>2 土砂災害防止対策の推進</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p>	
43	<p><u>1 土砂災害危険箇所の調査把握</u></p> <p><u>県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域を把握し、</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。</u></p>	<p><u>(1) 土砂災害危険箇所の調査把握</u></p> <p><u>県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。</u></p> <p><u>また、県は土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、基礎調査を完了させる実施目標を設定し、定期的に進捗状況を国土交通省に報告する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条項ずれ ➤ 風水害編との整合
43	<p><u>2 土砂災害警戒区域等の公表</u></p> <p><u>市町村は、土砂災害危険箇所を</u></p>	<p><u>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</u></p> <p><u>土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。</u></p> <p><u>このため、県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の基礎調査結果を公表しなければならない。</u></p> <p><u>また、調査を終えた土砂災害警戒区域等を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・広報・告知し、災害時に市町村が適切な警戒避難体制がとれるよう助言する。</u></p> <p><u>市町村は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条項ずれ ➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																																																						
	<table border="1"> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr><td>_____</td><td>_____</td></tr> </table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table border="1"> <tr><td>委員</td><td>東北森林管理局計画保全部治山課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>仙台管区気象台気象防災部予報課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本高速道路（株）東北支社管理事業部調査役</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本高速道路（株）東北支社建設事業部建設事業総括課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県警察本部警備部警備課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県復興・危機管理部防災推進課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県水産林政部森林整備課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部道路課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部河川課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部防災砂防課長</td></tr> <tr><td>委員</td><td>宮城県土木部建築宅地課長</td></tr> </table>	委員	東北森林管理局計画保全部治山課長	委員	仙台管区気象台気象防災部予報課長	委員	東日本高速道路（株）東北支社管理事業部調査役	委員	東日本高速道路（株）東北支社建設事業部建設事業総括課長	委員	東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長	委員	宮城県警察本部警備部警備課長	委員	宮城県復興・危機管理部防災推進課長	委員	宮城県水産林政部森林整備課長	委員	宮城県土木部道路課長	委員	宮城県土木部河川課長	委員	宮城県土木部防災砂防課長	委員	宮城県土木部建築宅地課長	
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
_____	_____																																																								
委員	東北森林管理局計画保全部治山課長																																																								
委員	仙台管区気象台気象防災部予報課長																																																								
委員	東日本高速道路（株）東北支社管理事業部調査役																																																								
委員	東日本高速道路（株）東北支社建設事業部建設事業総括課長																																																								
委員	東日本旅客鉄道（株）仙台支社設備部工事課長																																																								
委員	宮城県警察本部警備部警備課長																																																								
委員	宮城県復興・危機管理部防災推進課長																																																								
委員	宮城県水産林政部森林整備課長																																																								
委員	宮城県土木部道路課長																																																								
委員	宮城県土木部河川課長																																																								
委員	宮城県土木部防災砂防課長																																																								
委員	宮城県土木部建築宅地課長																																																								
43	(新設)	<p>(3) <u>市町村の役割</u> <u>市町村長は、土砂災害の警戒避難体制に関して予め下記事項を定めておく。</u> <u>イ 市町村地域防災計画において定める事項</u> <u>(イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</u> <u>(ロ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>(ハ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u> <u>(ニ) 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設が存在し、土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u> <u>(ホ) 救助に関する事項</u> <u>(ヘ) 上記に掲げたもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u> <u>ロ 避難情報の発令基準及び発令対象区域</u> <u>ハ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所</u></p>	▶ 風水害編との整合																																																						

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p>ニ <u>上記イ（ロ）のほか、土砂災害に対して安全な指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営体制、開設状況の伝達方法</u></p> <p>ホ <u>上記イ（二）のほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法や、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法</u></p> <p>ヘ <u>土砂災害に係る防災意識の向上方法</u> <u>土砂災害警戒区域をその区域を含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。基礎調査の結果土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u></p>	
43	(新設)	<p>(4) <u>土砂災害警戒区域等の公表</u> <u>市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</u></p>	➤ 風水害編との整合
43	<p><u>3 土地利用の適正化</u> <u>県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等の対策を促進する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(5) <u>土地利用の適正化</u> <u>県は、土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について以下の措置を講じる。</u></p> <hr/> <p>イ <u>住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可</u></p> <p>ロ <u>建築基準法に基づく建築構造規制を踏まえた安全確保の推進（※建築主事を置く地方公共団体）</u></p> <p>ハ <u>土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告</u></p> <p>ニ <u>勧告による移転者への融資、資金の確保</u></p> <p><u>なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。</u></p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
43	<p>第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</p> <p>1 山地災害危険地区の整備方針 （略）</p> <p><u>また、国は国有林において山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災に向けた総合的かつ効果的な山地災害対策を推進する。</u></p>	<p>第3 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</p> <p>1 山地災害危険地区の整備方針 （略）</p>	<p>➤ 国の記載のため削除</p>
44	<p>2 山地災害危険地区の啓発活動 （略）</p> <p>このため、県は、<u>宮城県地域防災計画や各種媒体等</u>により山地災害危険地区に関する情報提供を行い、市町村に対して市町村地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れるよう働きかける。</p>	<p>2 山地災害危険地区の啓発活動 （略）</p> <p>このため、県は、<u>各種媒体</u>により山地災害危険地区に関する情報提供を行い、市町村に対して市町村地域防災計画及びハザードマップ等に山地災害危険地区対策を組み入れるよう働きかける。</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
44	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(1) 山地災害防止キャンペーン</u></p> <p><u>毎年5月20日～6月30日は山地災害防止キャンペーン期間となっている。</u> <u>県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。</u></p> <p><u>イ 市町村等へのポスター・パンフレットの配布</u> <u>ロ ホームページへの掲載</u> <u>ハ 危険箇所のパトロールの実施</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
44	<p><u>(新設)</u></p> <p>第4 （略）</p>	<p><u>(2) 山地災害防止標語及び写真コンクール</u></p> <p><u>山地災害の防止、森林や治山事業の効果、防災意識の高揚などを広く国民に呼びかけるため、山地災害防止キャンペーンの関連行事として実施する。</u></p> <p>第4 （略）</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
44	<p>第5 急傾斜地崩壊防止施設 （略）</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域として<u>373</u>箇所を指定しており、指定面積は<u>484.318</u>haに及んでいる。</p>	<p>第5 急傾斜地崩壊防止施設 （略）</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域として<u>378</u>箇所を指定しており、指定面積は<u>500.531</u>haに及んでいる。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
44	<p>第6 砂防設備 （略）</p> <p>なお、本県における砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地は、<u>1,507</u>箇所（約<u>7,271</u> ha）となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p>	<p>第6 砂防設備 （略）</p> <p>なお、本県における砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地は、<u>1,538</u>箇所（約<u>7,272.92</u>ha）となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p> <p><u>また、特に土砂・流木による被害の危険度が高い中小河川において、土砂・流木</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
45	<p>第7 治山事業</p> <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、<u>国及び県は、山腹崩壊などの荒廃危険地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。</u></p> <p>国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。</p>	<p>補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、<u>土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p> <p>第7 治山事業</p> <p>森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、<u>国、県及び市町村は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u></p> <p><u>また、山地災害危険地区については、現地の状況を踏まえて見直しを進め、市町村に対して周知する。</u></p> <p>国及び県は、地震後には、必要に応じて既設治山施設について点検を実施する。</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
45	<p>第8 <u>農業施設等</u></p> <p><u>県及び市町村は、次により災害に強い農村づくりを推進する。</u></p>	<p>第8 <u>農林水産業災害予防対策</u></p> <p><u>大規模な地震災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
45	<p>1 <u>農業施設の耐震性の改善</u></p> <p>新築、増改築される<u>農業施設</u>について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。</p> <p>なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。</p> <p>2 <u>農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>農業施設</u>が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周</p>	<p>1 <u>農地、農業用施設の災害の防止</u></p> <p>農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、<u>災害の未然防止を図る。</u></p> <p>新築、増改築される<u>農業用施設</u>については、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。</p> <p>なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。</p> <p><u>また、農業用施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。	知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。	
45	<u>3</u> 農業被害の予防対策 (略)	<u>2</u> 農業被害の予防対策 (略)	➤ 条項ずれ
45	(新設)	<u>3 集落の安全確保</u> <u>集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。</u> <u>(1) 避難路や避難地等の確保</u> <u>イ 避難路整備</u> <u>緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備</u> <u>ロ 災害拠点整備</u> <u>災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備</u> <u>ハ 避難地用地整備</u> <u>被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備</u> <u>(2) 消防用施設の確保</u> <u>イ 営農飲雑用水施設整備</u> <u>防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備</u> <u>ロ 防火水槽整備</u> <u>(3) 集落の防災設備整備</u> <u>イ 集落防災設備整備</u> <u>地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備</u> <u>ロ 公共施設補強整備</u> <u>地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備</u> <u>(4) 災害情報の伝達施設の確保</u> <u>情報基盤施設整備 … 住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なCATVや防災無線の整備</u> <u>(5) 病害虫防除体制の整備</u> <u>市町村やJA等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努め</u>	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>る。</u></p> <p><u>特に、農業者や生産団体等の防除器具の整備を推進と整備状況の把握等により、適切な防除が行えるように努める。</u></p> <p><u>(6) 防災営農技術等の普及</u></p> <p><u>地震災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。</u></p> <p><u>イ 畜産業対策</u></p> <p><u>畜舎等の建設・改築時には、地震災害に対応をするよう推進指導する。</u></p> <p><u>ロ 火災</u></p> <p><u>育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。</u></p> <p><u>(7) 養蚕業対策</u></p> <p><u>養蚕業については、地震災害の被害を受けないよう指導する。</u></p> <p><u>(8) 園芸等施設対策園芸等の施設については、地震災害の被害を受けないよう、施設の維持、補強に努めるよう指導する。</u></p> <p><u>(9) 水産業対策</u></p> <p><u>自然災害に対し、次の事項に重点を置く。</u></p> <p><u>イ 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、地震災害に対応した施設の維持を図る。</u></p> <p><u>ロ 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。</u></p> <p><u>さらに、漁家には次の点を指導する。</u></p> <p><u>(イ) 講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。</u></p> <p><u>(ロ) 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。</u></p> <p><u>(ハ) 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する。</u></p> <p><u>(ニ) 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。</u></p> <p><u>ハ 漁港地域において、地震災害の被害を低減するため、防波堤等の耐震化対策を推進する。</u></p> <p><u>(10) 林業対策</u></p> <p><u>森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた地震災害に強い健全な森林の育成を指導する。</u></p> <p><u>また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考												
45	<p>第9 宅地造成規制</p> <p>県及び仙台市は、宅地造成工事について都市計画法及び<u>宅地造成等規制法</u>に基づく技術基準を適用し許可と完了検査を行って災害の防止を図る。（略）</p>	<p>第9 宅地造成規制</p> <p>県及び仙台市は、宅地造成工事について都市計画法及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく技術基準を適用し許可と完了検査を行って災害の防止を図る。（略）</p>	<p>➤ 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行</p>												
46	<p>規制区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>規制区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>宅地造成等規制法</u></td> <td>仙台市の一部（13,162ha）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10 (略)</p>	法律名	規制区域	(略)	(略)	<u>宅地造成等規制法</u>	仙台市の一部（13,162ha）	<p>規制区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>規制区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u></td> <td>仙台市の一部（13,162ha）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10 (略)</p>	法律名	規制区域	(略)	(略)	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>	仙台市の一部（13,162ha）	<p>➤ 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行</p>
法律名	規制区域														
(略)	(略)														
<u>宅地造成等規制法</u>	仙台市の一部（13,162ha）														
法律名	規制区域														
(略)	(略)														
<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>	仙台市の一部（13,162ha）														
46	<p>第11 地盤沈下防止</p> <p><u>海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して弱い</u>である。特に、<u>仙台平野地域、石巻地域、気仙沼地域等の海岸に分布しているゼロメートル地帯は、その危険性が高い。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。</u></p>	<p>第11 地盤沈下防止</p> <p><u>地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 第2章第3節第11.3に移記</p>												
46	<p><u>1 県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視を継続して実施する。</u></p>	<p>1 現況</p> <p><u>県では昭和40年代に仙台市東部に新しく立地した工場・事業所がその水源を地下水に求めて過剰な揚水を行ったために地盤沈下被害が発生し、大きな問題となった。</u></p> <p><u>このため、県では昭和49年度から「宮城県地盤沈下防止対策要綱」を制定して、規制を行っていたが、平成8年度からは地盤沈下防止対策を「宮城県公害防止条例」に盛り込み、現在規制を行っている。</u></p> <p><u>また、昭和50年度から「工業用水法」により地下水採取指定地域を指定し規制を行っている。</u></p> <p><u>仙台平野地域の臨海部、気仙沼地域、石巻地域の地盤沈下によるゼロメートル地帯では地下水の塩水化等が生じている。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>												
46	<p><u>2 地盤沈下の原因の1つが地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野の一部地域においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行う。</u></p>	<p>2 地盤沈下防止対策事業</p> <p>(1) <u>水準測量調査</u></p> <p><u>県及び関係市町は、地盤沈下の確認がされている仙台平野地域（宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、利府町）、古川地域（大崎市）、気仙沼地域（気仙沼市）において精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測している。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>												

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>(2) 観測井による地下水位及び地盤収縮量の観測</u> <u>県及び仙台市は、仙台平野地域において、地下水位計、地盤沈下計を設置し監視測定している。</u></p> <p><u>(3) 地下水等の採取規制</u></p> <p><u>イ 工業用水法による採取規制</u> <u>昭和50年7月に工業用水法による指定地域となったのは苦竹地区を含む仙台市東部、多賀城市及び七ヶ浜町の一部の計90km²で、これらの地域では工業用の井戸の許可基準が定められ、揚水設備の設置には知事の許可を必要とする。</u> <u>既設の井戸については、工業用水道への転換が終了している。</u></p> <p><u>ロ 条例による地下水採取規制</u> <u>要綱の指定地域は、昭和49年7月に仙台市東部の苦竹地区7.5km²、その後、昭和58年9月に仙台市、塩竈市、多賀城市、利府町のそれぞれ一部37.2km²を、また、平成4年4月には仙台市東南部荒井・沖野地区17.7km²に拡大し、62.4km²となった。</u> <u>現在は、「宮城県公害防止条例」を施行し、規制を行っている。</u> <u>規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。</u> <u>揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積19cm²以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。</u> <u>さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。</u></p>	
46	(新設)	<p><u>3 地盤沈下地域における防災事業の促進等</u> <u>海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。</u> <u>特に、仙台平野地域、石巻地域、気仙沼地域等の海岸に分布しているゼロメートル地帯は、その危険性が高い。</u> <u>そのため、県は地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施する。</u> <u>また、地盤沈下の主要原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 第2章第3節第11より移記</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>う。</u> <u>さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。</u></p>	
47	<p>第12 <u>土砂等の埋立て等の規制に関する条例による規制</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）に基づき、各種法令が適用されない<u>3,000平方メートル</u>以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。</p>	<p>第12 <u>盛土等による災害防止</u></p> <p>県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p> <p>県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月1日施行）に基づき、各種法令が適用されない<u>3,000㎡</u>以上の土地への土砂等の埋立て等に対して規制や指導、監視パトロールを行い、土砂等の崩落等による災害発生の未然防止に努める。</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
48	<p>第4節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 海岸保全事業等の実施</p> <p>海岸管理者は、<u>震災</u>を防止し又は<u>震災</u>が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 海岸保全事業等の実施</p> <p>海岸管理者は、<u>地震災害</u>を防止し又は<u>地震災害</u>が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
49	<p>第3 河川管理施設</p> <p>1 <u>維持管理の実施</u></p> <p><u>河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。</u></p> <hr/>	<p>第3 河川管理施設</p> <p>1 <u>事業の実施</u></p> <p><u>河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</u></p>	<p>➤ 宮城県地域防災計画津波災害対策編（以下「津波編」という。）との整合</p>
49	<p><u>2 計画的な耐震対策の推進</u></p> <p><u>河川管理者は、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>➤ 津波編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>する。</u> <u>3</u>（略）</p>	<p><u>2</u>（略）</p>	<p>➤ 条項ずれ</p>
49	<p><u>4</u> 防災拠点等の整備 河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、<u>地震</u>時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。</p> <p>第4（略）</p>	<p><u>3</u> 防災拠点等の整備 河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、<u>地震災害</u>時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。</p> <p>第4（略）</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 文言の統一</p>
49	<p>第5 <u>農業施設</u> 県及び市町村等は、<u>農業用排水施設</u>の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる<u>防災重点ため池</u>等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。（略）</p>	<p>第5 <u>農業用施設</u> 県及び市町村等は、<u>農業用排水施設</u>の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる<u>防災重点農業用ため池</u>等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
49	<p>第6 港湾・漁港等の施設 <u>主要施設の耐震性確保</u> 港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p>	<p>第6 港湾・漁港等の施設 <u>港湾・漁港等の施設</u> 港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
50	<p>第5節 交通施設の災害対策 第1（略） 第2 道路施設 1 道路 (1)及び(2)（略） (3) <u>信頼性の高い道路網の形成</u> <u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</u> <u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の</u></p>	<p>第5節 交通施設の災害対策 第1（略） 第2 道路施設 1 道路 (1)及び(2)（略） (3) <u>避難路の安全対策</u> <u>避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。</u></p>	<p>➤ 第2章第22節第3 2に移記 ➤ 津波編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無柱電化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) (略)</p>	
51	<p>2 橋梁 落橋、変状等の被害が想定される道路橋 _____ については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 橋梁 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、<u>横断歩道橋及び側道橋等</u>については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
51	<p>4 道路付属施設 (1) (略) (2) 避難誘導標識の整備 市町村は、道路管理者と調整の上、 _____ _____ いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 道路付属施設 (1) (略) (2) 避難誘導標識の整備 市町村は、道路管理者と調整の上、<u>避難計画に位置づけられる避難対象地域から</u>、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。</p> <p>5 (略)</p>	<p>➤ 津波編との整合</p>
51	<p>第3 港湾施設 <u>1 港湾施設の整備</u> <u>(1) 港湾施設の位置づけ</u> (略)</p>	<p>第3 港湾施設 _____</p> <p><u>1 港湾施設の位置づけ</u> (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化 ➤ 条項ずれ</p>
52	<p><u>(2) 港湾施設の整備及び管理</u> 港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地<u>及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等</u>を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。 気仙沼港等の地方港湾についても、<u>震災</u> 後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。 また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、<u>耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を促進する。</u></p> <p>第4 (略)</p>	<p><u>2 港湾施設の整備及び管理</u> 港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地 _____ 等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。 気仙沼港等の地方港湾についても、<u>地震災害</u>後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。 また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、<u>航路泊地の浚渫事業の推進に努める</u> _____。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化 ➤ 文言の統一</p>
52	<p>第5 空港施設</p>	<p>第5 空港施設</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。</p> <p>第6及び第7（略）</p>	<p>空港は、地震災害時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。</p> <p>第6及び第7（略）</p>	
54	<p>第6節 都市の防災対策</p> <p>第1 目的</p> <p>県及び市町村は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	<p>第6節 都市の防災対策</p> <p>第1 目的</p> <p>県及び市町村は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模地震災害など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
54	<p>第4 都市公園施設</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置<u>を行う</u>とともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。</p>	<p>第4 都市公園施設</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置、<u>ネットワークの形成を図る</u>とともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。</p>	<p>➤ 津波編との整合</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
56	<p>第7節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 目的</p> <p>地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 目的</p> <p>地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
56	<p>第2 公共建築物</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 停電対策の強化</p> <p>県、市町村及び施設管理者は、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第2 公共建築物</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 停電対策の強化</p> <p>県、市町村及び施設管理者は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
57	<p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>※（略） 第5から第9まで（略）</p>	<p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第3項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>※（略） 第5から第9まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
62	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策 第1 目的 (略) このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、_____各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策 第1 目的 (略) このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、<u>大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて</u>、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
62	<p>第2 水道施設 1 水道施設の耐震性強化 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、<u>震災</u>時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の_____耐震性の強化、液状化対策を<u>優先順位を定めて計画的に</u>_____行う。</p> <p>(略) (2)から(5)まで（略） 2 (略)</p>	<p>第2 水道施設 1 水道施設の耐震性強化 (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、<u>地震災害</u>時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路<u>について耐震性の強化、液状化対策、地盤の状況及び地震災害等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合</u>わせて<u>計画的な整備</u>を行う。</p> <p>(略) (2)から(5)まで（略） 2 (略)</p>	<p>➤ 文言の統一 ➤ 風水害編との整合</p>
63	<p>3 管路図等の整備 水道事業者等は、<u>震災</u>時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。</p>	<p>3 管路図等の整備 水道事業者等は、<u>地震災害</u>時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
63	<p>4 危機管理体制の確立 (1) 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、<u>震災</u>時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動</p>	<p>4 危機管理体制の確立 (1) 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、<u>地震災害</u>時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	
63	<p>第3 下水道施設</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 下水道防災体制</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実、<u> </u>下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p>	<p>第3 下水道施設</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 下水道防災体制</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後の復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた汚水処理対策マニュアルの充実<u>を図る。また、</u>下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
64	<p>第4 工業用水道施設</p> <p>1 工業用水道施設の耐震性強化</p> <p>工業用水道施設の新設、改良については、「水道施設耐震工法設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に<u>耐震化</u>や液状化対策を進める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4 工業用水道施設</p> <p>1 工業用水道施設の耐震性強化</p> <p>工業用水道施設の新設、改良については、「水道施設耐震工法設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に<u>耐震性の向上</u>や液状化対策を進める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
64	<p>3 情報収集システム・監視・制御システムの整備</p> <p><u>震災</u>時も十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>3 情報収集システム・監視・制御システムの整備</p> <p><u>地震災害</u>時も十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
66	<p>第6 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6 ガス施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>仙台市ガス局の対応</u></p> <p><u>イ 安全管理体制について</u></p> <p><u>港工場、供給管理事務所及び保安担当会社においては、不測の事態に対応できるよう24時間体制をとるとともに、(一社)日本ガス協会及び仙台市ガス工事人との緊急連絡体制をさらに整備する。</u></p> <p><u>ロ 港工場における災害予防について</u></p> <p><u>「宮城県石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか、関係法令に基づき、主要設備の定期点検及び整備を行う。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 条項ずれ</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7から第9まで (略)</p>	<p><u>ハ 防災教育・訓練について</u></p> <p><u>「仙台市ガス保安規程」等に基づき、職員並びに工事関係者に対して、ガス局の研修機関で防災教育を実施する。</u></p> <p><u>また、仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか、ガス局独自の訓練を毎年定期的実施する。</u></p> <p><u>ニ 市民への防災PRについて</u></p> <p><u>定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、検針、ガス設備点検等でお客を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。</u></p> <p><u>ホ 防災関連器具等の導入について一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス警報器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費機器に関する情報の提供を行う。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7から第9まで (略)</p>	
69	<p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第1 目的</p> <p><u>震災</u> 時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、<u>各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育や</u></p> <p><u>防災訓練の積極的実施を推進する。</u></p> <p>また、<u>各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第1 目的</p> <p><u>地震災害</u> 時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、<u>県及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施を推進する。</u></p> <p>また、<u>法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備を図る。</u></p> <p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、地震災害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>
69	<p>第3 危険物施設</p>	<p>第3 危険物施設</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>県内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、<u>震災</u>時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、<u>_____</u>自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>県内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、<u>地震災害</u>時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防機関は、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、<u>屋外タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の</u>自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
69	<p>1 安全指導の強化 危険物事業所の管理者、<u>_____</u>危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。</p> <p>2から5まで（略）</p>	<p>1 安全指導の強化 危険物事業所の管理者、<u>所有者又は占有者、</u>危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。</p> <p>2から5まで（略）</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
70	<p>（新設）</p>	<p><u>6 第二管区海上保安本部</u> <u>第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況（規模、消防設備、機材等）、危険物荷役の状況（荷役場所、荷役時の保安措置等）、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し泡消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導し、被害の拡大防止に努める。</u> <u>また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
70	<p>第4 高圧ガス施設 1 高圧ガス製造<u>所</u>・販売<u>所</u>・貯蔵<u>所</u>等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を<u>行う</u>とともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p>	<p>第4 高圧ガス施設 1 高圧ガス製造<u>所</u>・販売<u>所</u>・貯蔵<u>所</u>等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を<u>行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努める</u>とともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
70	<p>2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、<u>_____</u>各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る<u>_____</u>。</p>	<p>2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、<u>自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、</u>各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る<u>ほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
70	<p>3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督<u>_____</u>を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</p>	<p>3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督<u>の推進のために必要な指導・助言</u>を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
70	<p>第5 火薬類製造施設等</p>	<p>第5 火薬類製造施設等</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、<u>地震が発生した場合</u>、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、<u>地震災害時</u>、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	
70	<p>4 県は、（1）について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、（2）について自主保安体制の確立・推進を支援する。</p> <p><u>なお、警察は、安全性の確保のため、火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び消費者</u>等に対して、関係機関・団体と協力して指導、<u>（改行）</u></p> <p><u>取締りを行う。</u></p>	<p>4 県は、（1）について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、（2）について自主保安体制の確立・推進を支援する<u>ほか、</u><u>安全性の確保のため、</u>火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び<u>取扱業者</u>等に対して、関係機関・団体と協力して指導<u>を行う。</u></p> <p><u>また、警察は取締りを行う。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>
70	<p>5 <u>関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督を強化するとともに</u></p> <p><u>、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</u></p> <p>第6（略）</p>	<p>5 <u>関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、</u>保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</p> <p>第6（略）</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
71	<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第7 放射性物質の使用・貯蔵施設等</u></p> <p><u>1 放射性物質取扱（使用・販売・廃棄）事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期す。</u></p> <p><u>2 県及びその他の関係機関は、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
72	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（<u>後発地震への注意を促す情報</u>）が発信された場合を含む</p> <p>（4）から（6）まで（略）</p>	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>1 職員への防災知識の普及</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（<u>北海道・三陸沖地震後発地震注意情報</u>）が発信された場合を含む</p> <p>（4）から（6）まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
73	<p>（7）<u>後発地震への注意を促す情報</u>及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>（8）（略）</p>	<p>（7）<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>（8）（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
73	<p>2 住民等への防災知識の普及</p>	<p>2 住民等への防災知識の普及</p>	<p>➤ 記述の適正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(1) 防災関連行事の実施 イ及びロ（略） ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討 市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。</p>	<p>(1) 防災関連行事の実施 イ及びロ（略） ハ 東日本大震災発生日の位置づけ検討 市町村は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震・津波への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。</p>	化
73	<p>(2) ハザードマップ等の活用 県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(2) ハザードマップ等の活用 県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</p>	➤ 風水害編との整合
73	<p>(3) 専門家の活用 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、_____地震災害に関する専門家の活用を図る。</p>	<p>(3) 専門家の活用 県及び市町村は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等</u>、地震災害に関する専門家の活用を図る。</p>	➤ 風水害編との整合
74	<p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①から③まで（略）</p> <p>④ <u>後発地震への注意を促す情報</u> 及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ 各地域における災害種別毎の<u>指定緊急</u>避難場所及び避難路に関する知識 ・（略） ・ 各地域における<u>避難情報</u>の伝達方法 など </div>	<p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①から③まで（略）</p> <p>④ <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>及びこれに基づきとられる措置に関する知識</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥ 避難行動に関する知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ 各地域における災害種別毎の_____避難場所及び避難路に関する知識 ・（略） ・ 各地域における<u>避難の指示等</u>の伝達方法 など </div>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>⑦ （略）</p> <p>⑧ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） ・ その他避難情報の発令時、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動 ・ （略） <p>⑨ （略）</p> <p>（5）から（8）まで （略）</p> <p>3から6まで （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>⑦ （略）</p> <p>⑧ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） ・ その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動 ・ （略） <p>⑨ （略）</p> <p>（5）から（8）まで （略）</p> <p>3から6まで （略）</p> <p>第3 （略）</p>	
78	<p>第4 県民の取組</p> <p>1 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p> <p>2から5まで （略）</p> <p>第5 （略）</p>	<p>第4 県民の取組</p> <p>1 食料・飲料水等の備蓄</p> <p>「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品等の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p> <p>2から5まで （略）</p> <p>第5 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
79	<p>第6 災害教訓の伝承</p> <p><u>東日本大震災</u></p> <p>の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。</p> <p>1から4まで （略）</p>	<p>第6 災害教訓の伝承</p> <p><u>大規模災害は、発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生するおそれがあることから、どのような状況下にあっても住民等が確実に避難するよう、東日本大震災等の大規模災害の教訓を生かし、</u>今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。</p> <p>1から4まで （略）</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
80	<p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 県の防災訓練</p> <p>1 総合訓練</p> <p>（1） 全県的な規模での実施</p> <p>県は、毎年、<u>6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）</u>に総合防災訓練を実施する。訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、より実際の災害に近い状況で実践的な災害</p>	<p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 県の防災訓練</p> <p>1 総合訓練</p> <p>（1） 全県的な規模での実施</p> <p>県は、毎年、<u>みやぎ県民防災の日（6月12日）、防災の日（9月1日）</u>に<u>合わせて</u>総合防災訓練を実施する。訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、<u>ハザードマップ等を活用し、</u>より実際の災害に近い状況で実践的な災害</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	対応能力の向上を図る図上訓練を実施し、県内市町村、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等にも積極的な参加を求める。（略）	対応能力の向上を図る図上訓練を実施し、県内市町村、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等にも積極的な参加を求める。（略）	
81	(2) 県域を超えた訓練の実施 （略） また、大規模災害時に円滑な広域避難_____が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 (3) （略）	(2) 県域を超えた訓練の実施 （略） また、大規模災害時に円滑な広域避難 <u>及び広域一時滞在</u> が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。 (3) （略）	➤ 記述の適正化
81	(4) 複合災害時の訓練の実施 東日本大震災を教訓に「 <u>地震・津波・原子力</u> の複合災害」等を想定し、複合災害発生時の本部事務局体制の検討、初動対応に係る手順の確認等を目的とした図上訓練や情報伝達訓練及び機関連携訓練の実施についても検討するとともに、市町村と連携した <u>原発事故災害時</u> の住民避難訓練等の実施にも努める。 (5) （略）	(4) 複合災害時の訓練の実施 東日本大震災を教訓に「 <u>原子力災害と</u> _____の複合災害」等を想定し、複合災害発生時の本部事務局体制の検討、初動対応に係る手順の確認等を目的とした図上訓練や情報伝達訓練及び機関連携訓練の実施についても検討するとともに、市町村と連携した <u>複合災害時</u> の住民避難訓練等の実施にも努める。 (5) （略）	➤ 記述の適正化
81	2 地域の実情に応じた訓練 県は、市町村、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、 <u>後発地震への注意を促す情報</u> 等が発信された場合の情報伝達_____など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。 (1) から (3) まで （略） 3 （略）	2 地域の実情に応じた訓練 県は、市町村、防災関係機関と連携した津波警報伝達訓練や、 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> 等が発信された場合の情報伝達 <u>訓練</u> など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的な防災訓練を行う。 (1) から (3) まで （略） 3 （略）	➤ 記述の適正化
82	第4 市町村の防災訓練 （略） また、_____市町村は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。	第4 市町村の防災訓練 （略） また、 <u>地下鉄、地下街等における災害を想定した訓練についても検討を行う。</u> <u>さらに</u> 、市町村は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても、普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。	➤ 風水害編との整合
82	(訓練内容) 1 から 7 まで （略） 8 <u>ガス漏洩</u> 事故処理訓練 9 から 17 まで （略）	(訓練内容) 1 から 7 まで （略） 8 <u>ガス漏えい</u> 事故処理訓練 9 から 17 まで （略）	➤ 記述の適正化
82	第5 防災関係機関の防災訓練	第5 防災関係機関の防災訓練	➤ 記述の適正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは <u>地方自治体</u> の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。	防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは <u>地方公共団体</u> の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。	化
82	1 実践的かつ効果的な訓練の推進 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の <u>大震災</u> の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。 2から5まで（略） 第6及び第7（略）	1 実践的かつ効果的な訓練の推進 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の <u>大規模地震災害</u> の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。 2から5まで（略） 第6及び第7（略）	➤ 文言の統一
83	第8 学校等の防災訓練 1（略） 2 校内外活動（自然体験学習、校外学習 <u> </u> を含む）等で <u>海浜部</u> を利用する場合は、事前に <u> </u> 津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 3及び4（略）	第8 学校等の防災訓練 1（略） 2 校内外活動（自然体験学習、校外学習、 <u>野外活動</u> を含む）等で <u>海浜部又は山間部</u> を利用する場合は、事前に <u>地震・津波</u> 防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。 3及び4（略）	➤ 風水害編との整合
83	第9 企業の防災訓練 1（略） 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所 <u> </u> として指定されている場合は、 <u>地震発生の際</u> に指定緊急避難場所 <u> </u> となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。	第9 企業の防災訓練 1（略） 2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所 <u>や指定避難所</u> として指定されている場合は、 <u>地震災害時</u> に指定緊急避難場所 <u>や指定避難所</u> となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。	➤ 記述の適正化 ➤ 文言の統一
84	3（略） （訓練内容） 1から5まで（略） 6 災害時の危険物、有害物の <u>漏洩</u> 等の対処訓練 7から9まで（略）	3（略） （訓練内容） 1から5まで（略） 6 災害時の危険物、有害物の <u>漏えい</u> 等の対処訓練 7から9まで（略）	➤ 記述の適正化
85	第12節 地域における防災体制 第1及び第2（略） 第3 自主防災組織の育成・指導 1（略） 2 市町村の役割 市町村は災害対策基本法第5条第2項の規定に <u>基づき</u> 、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。	第12節 地域における防災体制 第1及び第2（略） 第3 自主防災組織の育成・指導 1（略） 2 市町村の役割 市町村は災害対策基本法第5条第2項の規定に <u>より</u> 、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(1) から (4) まで (略)	(1) から (4) まで (略)	
88	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 山間部、起伏の多いところ …… _____ がけ崩れ、地すべり</p> <p>(ハ) 及び (ニ) (略)</p> <p>ロ及びハ (略)</p>	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 山間部、起伏の多いところ …… <u>土石流</u>、がけ崩れ、地すべり</p> <p>(ハ) 及び (ニ) (略)</p> <p>ロ及びハ (略)</p>	➤ 風水害編との整合
88	(5) 避難所開設・運営への _____ 参画 (略)	(5) 避難所開設・運営への <u>主体的な</u> 参画 (略)	➤ 風水害編との整合
88	<p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 (略)</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の<u>配付</u>活動に協力する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 (略)</p> <p>これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の<u>配布</u>活動に協力する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p>	➤ 記述の適正化
90	<p>第13節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、_____ 中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性にに基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第13節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアが自主性にに基づきその支援力を向上し、県及び市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</p> <p><u>なお、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定める</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>また、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>（略）</p>	<p><u>よう努めるほか、市町村は、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>また、県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>（略）</p>	
91	<p>第4 専門ボランティアの登録 1から3まで（略） 4 災害時の通訳ボランティア （略）そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も<u>あわせて</u>行う。</p> <p>第5（略）</p>	<p>第4 専門ボランティアの登録 1から3まで（略） 4 災害時の通訳ボランティア （略）そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も<u>併せて</u>行う。</p> <p>第5（略）</p>	▶ 記述の適正化
92	<p>第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置 1 赤十字防災ボランティア（以下、<u>防災ボランティア</u>という） （略） 2から4まで（略）</p>	<p>第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置 1 赤十字防災ボランティア（以下、<u>「防災ボランティア」</u>という） （略） 2から4まで（略）</p>	▶ 記述の適正化
94	<p>第14節 企業等の防災対策の推進 第1（略） 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 （1）から（4）まで（略） <u>（新設）</u></p>	<p>第14節 企業等の防災対策の推進 第1（略） 第2 企業等の役割 1 企業等の活動 （1）から（4）まで（略） <u>（5）市町村長への報告</u> <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体</u></p>	▶ 津波編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	2 (略) 第3 (略)	<u>制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告する。</u> 2 (略) 第3 (略)	
97	第15節 地震調査研究等の推進 第1 (略) 第2 県における調査 1 (略) 2 地震被害想定調査等の実施 (1) から (4) まで (略) (5) 第五次地震被害想定調査 (令和3年度から実施中)	第15節 地震調査研究等の推進 第1 (略) 第2 県における調査 1 (略) 2 地震被害想定調査等の実施 (1) から (4) まで (略) (5) 第五次地震被害想定調査 (令和3～令和5年度)	➤ 「第五次地震被害想定調査」の完了
97	3 津波被害想定調査の実施 (1) 及び (2) (略) (新設) 4 (略) 第3から第5まで (略)	3 津波被害想定調査の実施 (1) 及び (2) (略) <u>(3) 津波浸水想定の設定公表 (令和2～4年度)</u> 4 (略) 第3から第5まで (略)	➤ 「津波浸水想定」の設定公表
98	第16節 情報通信網の整備 第1 目的 大規模 <u>震災</u> 時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、市町村及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。 (略)	第16節 情報通信網の整備 第1 目的 大規模 <u>地震災害</u> 時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、市町村及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。 (略)	➤ 文言の統一
98	第2 県における災害通信網の整備 (新設)	第2 県における災害通信網の整備 <u>1 防災対策の推進等</u> 県は、国、市町村及び電気通信事業者等と連携し、 <u>情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による</u>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>については耐震性</u> ____の強化に努める。</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>に、各設備等の耐震性確保や、停電時を想定した実践的な訓練の実施により、防災体制</u>の強化に努める。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	
103	<p><u>4</u> 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 及び(2) (略) (3) 要配慮者への配慮 市町村は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（<u>情報が常に流れているもの</u>）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p><u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) 第4及び第5 (略)</p>	<p><u>5</u> 地域住民等に対する通信手段の整備 (1) 及び(2) (略) (3) 要配慮者への配慮 市町村は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（<u>ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの</u>）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p><u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) 第4及び第5 (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化</p>
109	<p>第17節 職員の配備体制 第1 目的 県内において<u>地震による災害</u>時には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。(略)</p>	<p>第17節 職員の配備体制 第1 目的 県内において<u>地震災害</u>時には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。(略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
110	<p>第2 県の配備体制 1 災害対策本部 (1) 及び(2) (略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止 県災害対策本部は、県内における相当規模以上の災害時において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度6弱以上____を観測する地震が発生した<u>又は</u> 県内に特別警報____が発表されたとき____は自動的に設置する）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。(略)</p>	<p>第2 県の配備体制 1 災害対策本部 (1) 及び(2) (略) (3) 災害対策本部の設置及び廃止 県災害対策本部は、県内における相当規模以上の災害時において、知事が必要と認めたときに設置（ただし、県内で震度6弱以上（<u>実測値</u>）を観測する地震が発生した<u>とき</u>、県内に特別警報（<u>地震動特別警報を除く</u>）が発表されたとき<u>又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは自動的に設置する</u>）し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。(略)</p>	<p>➤ 「宮城県災害対策本部要綱」の改正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考																								
110	<p>(公表先機関、及び担当課)</p> <table border="1"> <tr> <td>公表先</td> <td>国(消防庁)</td> <td>(略)</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td>防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>復興・危機管理 総務課</td> <td>(略)</td> <td>復興・危機管理 総務課</td> <td>(略)</td> <td>復興・危機管理 総務課</td> </tr> </table> <p>(4)及び(5) (略)</p>	公表先	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関	担当課	復興・危機管理 総務課	(略)	復興・危機管理 総務課	(略)	復興・危機管理 総務課	<p>(公表先機関、及び担当課)</p> <table border="1"> <tr> <td>公表先</td> <td>国(消防庁)</td> <td>(略)</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td>防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>防災推進課</td> <td>(略)</td> <td>防災推進課</td> <td>(略)</td> <td>防災推進課</td> </tr> </table> <p>(4)及び(5) (略)</p>	公表先	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関	担当課	防災推進課	(略)	防災推進課	(略)	防災推進課	<p>➤ 組織再編による</p>
公表先	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関																						
担当課	復興・危機管理 総務課	(略)	復興・危機管理 総務課	(略)	復興・危機管理 総務課																						
公表先	国(消防庁)	(略)	市町村	(略)	防災関係機関																						
担当課	防災推進課	(略)	防災推進課	(略)	防災推進課																						
111	<p>2 警戒本部・特別警戒本部</p> <p>県内で震度4 _____を観測したとき</p> <p>_____に警戒本部を設置し、また、震度5弱もしくは震度5強 _____を観測 _____したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。</p>	<p>2 警戒本部・特別警戒本部</p> <p>県内で震度4 (実測値)を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱(実測値)を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき(ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による)に警戒本部を設置し、また、 _____震度5強 (実測値)を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。</p>	<p>➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正</p>																								
111	<p>3 水防本部</p> <p>水防本部は、水防法(昭和24年法律第193条)第7条の規定に基づき知事が定めた宮城県水防計画により、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 水防本部</p> <p>水防本部は、水防法(昭和24年法律第193号)第7条の規定により知事が定めた宮城県水防計画により、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																								
111	<p>4 原子力災害警戒本部</p> <p>原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、環境生活部長 _____を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。</p> <p>(略)</p>	<p>4 原子力災害警戒本部</p> <p>原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、復興・危機管理部長 _____を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部を設置し、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たる。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>																								
111	<p>5 県職員の動員配備</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合</p> <p>(図略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>5 県職員の動員配備</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 伝達系統</p> <p>イ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)、一斉同報FAXを使用した場合</p> <p>(図略)</p> <p>※最新のフロー図に更新</p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>➤ 組織再編による</p>																								

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
112	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣 イ (略) ロ 災害応援従事職員の派遣 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に<u>基づき</u>、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣することができる。 (6) から (8) まで (略)</p>	<p>(5) 被災市町村への職員の派遣 イ (略) ロ 災害応援従事職員の派遣 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に<u>より</u>、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣することができる。 (6) から (8) まで (略)</p>	➤ 記述の適正化
113	<p>6 災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止 災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が<u>概ね</u>完了したと知事が認め、県災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧（復興）対策を円滑かつ適切に推進するため、県復旧（復興）対策本部を設置する。 (略) 第3 (略)</p>	<p>6 災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止 災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が<u>おおむね</u>完了したと知事が認め、県災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧（復興）対策を円滑かつ適切に推進するため、県復旧（復興）対策本部を設置する。 (略) 第3 (略)</p>	➤ 記述の適正化
114	<p>第4 防災関係機関等の配備体制 1 防災関係機関の体制整備 <u>地震による災害</u>時、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。 2及び3 (略) 第5から第8まで (略)</p>	<p>第4 防災関係機関等の配備体制 1 防災関係機関の体制整備 <u>地震災害</u>時、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。 2及び3 (略) 第5から第8まで (略)</p>	➤ 文言の統一
115	<p>第9 業務継続計画（BCP） 1 (略) 2 電源及び非常用通信手段の確保対策 (1) 電源及び非常用通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の<u>主要な</u>施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。 (2) (略) 3及び4 (略)</p>	<p>第9 業務継続計画（BCP） 1 (略) 2 電源及び非常用通信手段の確保対策 (1) 電源及び非常用通信手段の確保 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の<u>防災中枢機能を果たす</u>施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。 (2) (略) 3及び4 (略)</p>	➤ 風水害編との整合
117	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実 第1 目的</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備・充実 第1 目的</p>	➤ 文言の統一

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>震災</u>時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図る。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	<p><u>地震災害</u>時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図る。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	
118	<p>第4 ヘリポートの整備</p> <p>県は、東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年4月から供用を開始する。</p> <p>第5及び第6（略）</p>	<p>第4 ヘリポートの整備</p> <p>県は、東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年4月から供用を開始している。</p> <p>第5及び第6（略）</p>	▶ 記述の適正化
122	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1から第6まで（略）</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援（略）</p> <p>また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受入れ、その支援を調整し、被災市町村支援を行うため、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、円滑に応援を<u>受入れる</u>ための体制を整備する。</p> <p>〈協定の主な特徴〉</p> <p>(1) から (3)（略）</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>第8（略）</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第1から第6まで（略）</p> <p>第7 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援（略）</p> <p>また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受入れ、その支援を調整し、被災市町村支援を行うため、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、円滑に応援を<u>受け入れる</u>ための体制を整備する。</p> <p>〈協定の主な特徴〉</p> <p>(1) から (3)（略）</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>第8（略）</p>	▶ 記述の適正化
124	<p>第9 警察災害派遣隊の編成（略）</p> <p>警察災害派遣隊は、国内<u>において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合</u>、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。</p> <p>（略）</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>第10から第15まで（略）</p>	<p>第9 警察災害派遣隊の編成（略）</p> <p>警察災害派遣隊は、国内の<u>大規模災害時において</u>、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。</p> <p>（略）</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>第10から第15まで（略）</p>	▶ 記述の適正化
127	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p>	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p>	▶ 「宮城県保健医療福祉調整本部設

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>1 県の役割</p> <p>(1) <u>保健医療活動</u>に関する調整組織の設置 県は、<u>保健医療活動</u>に関する次の調整組織の設置について定めておく。 (表略)</p> <p>(図略)</p> <p>(新設)</p>	<p>1 県の役割</p> <p>(1) <u>保健医療福祉活動</u>に関する調整組織の設置 県は、<u>保健医療福祉活動</u>に関する次の調整組織の設置について定めておく。 (表略) ※最新の保健医療福祉活動に関する調整組織表に更新</p> <p>(図略) ※最新の宮城県保健医療福祉調整本部体制図に更新</p> <p>(図略) ※宮城県保健医療福祉調整本部体制図に追加</p>	<p>置要綱」の施行</p>
129	<p>(2) <u>保健医療調整本部</u></p> <p>イ 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、<u>保健医療活動</u>の総合調整を行う。 また、市町村の<u>保健医療活動</u>の支援を行う。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>保健医療調整本部</u>の本部員は、次の業務を行う。 (イ) <u>保健医療活動</u>チーム等の派遣調整 (ロ) <u>保健医療活動</u>に関する情報連携 (ハ) <u>保健医療活動</u>に係る情報の整理及び分析 (ニ) <u>地域保健医療調整本部</u>の支援及び調整 (ホ) その他<u>保健医療活動</u>に係る総合調整に関し必要な事項</p> <p>ニ <u>保健医療調整本部</u>に、災害医療コーディネーターを置き、災害時の県全体の<u>保健医療活動</u>の調整を行う。</p> <p>ホ <u>保健医療調整本部</u>に、災害薬事コーディネーターを置き、災害時の県全体の医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。</p> <p>ヘ <u>保健医療調整本部</u>等に、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る<u>保健医療活動</u>の総合調整を行う。</p>	<p>(2) <u>保健医療福祉調整本部</u></p> <p>イ 県災害対策本部（本部長：知事）のもとで、<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整を行う。 また、市町村の<u>保健医療福祉活動</u>の支援を行う。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>保健医療福祉調整本部</u>の本部員は、次の業務を行う。 (イ) <u>保健医療福祉活動</u>チーム等の派遣調整 (ロ) <u>保健医療福祉活動</u>に関する情報連携 (ハ) <u>保健医療福祉活動</u>に係る情報の整理及び分析 (ニ) <u>地域保健医療福祉調整本部</u>の支援及び調整 (ホ) その他<u>保健医療福祉活動</u>に係る総合調整に関し必要な事項</p> <p>ニ <u>保健医療福祉調整本部</u>に、災害医療コーディネーターを置き、災害時の県全体の<u>保健医療福祉活動</u>の調整を行う。</p> <p>ホ <u>保健医療福祉調整本部</u>に、災害薬事コーディネーターを置き、災害時の県全体の医薬品供給・薬剤師派遣に関する情報収集・調整及び一次医薬品集積所の管理を行う。</p> <p>ヘ <u>保健医療福祉調整本部</u>等に、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る<u>保健医療福祉活動</u>の総合調整を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
129	<p>ト <u>保健医療調整本部</u>は、<u>保健医療活動</u>が概ね完了するまで設置</p>	<p>ト <u>保健医療福祉調整本部</u>は、<u>保健医療福祉活動</u>がおおむね完了するまで設置</p>	<p>➤ 「宮城県保</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>する。</p>	<p>する。</p>	<p>健医療福祉調整本部設置要綱」の施行 ➤ 記述の適正化</p>
129	<p>(3) <u>地域保健医療調整本部</u></p> <p>イ <u>地域保健医療調整本部</u> は管内の<u>保健医療活動</u> の総合調整を行う。</p> <p>ロ <u>地域保健医療調整本部</u> は、次表のとおり設置する。</p> <p>(表略)</p> <p>※ 仙台市については、<u>県保健医療調整本部</u> が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとって活動する。</p> <p>ハ <u>地域保健医療調整本部</u> においては、地域本部長は保健所長、地域副本部長は保健所副所長又は支所長とする。地域本部員は、保健所の職員及び地域災害医療コーディネーター等とする。</p> <p>ニ <u>地域保健医療調整本部</u> は、所管区域の市町村と協力して次の業務を行う。</p> <p>(イ) <u>保健医療活動</u> チーム等の避難所への派遣調整</p> <p>(ロ) <u>保健医療活動</u> に関する情報連携</p> <p>(ハ) <u>保健医療活動</u> に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告</p> <p>(ニ) その他<u>保健医療活動</u> に係る総合調整に関し必要な事項</p> <p>ホ <u>地域保健医療調整本部</u> に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の<u>保健医療活動</u> を調整する。</p> <p>ヘ <u>地域保健医療調整本部</u> に、<u>地域災害薬事連絡調整員</u> を置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。</p>	<p>(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u></p> <p>イ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は管内の<u>保健医療福祉活動</u> の総合調整を行う。</p> <p>ロ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、次表のとおり設置する。</p> <p>(表略)</p> <p>※最新の<u>地域保健医療福祉調整本部</u>の表に更新</p> <p>※ 仙台市については、<u>県保健医療福祉調整本部</u> が災害医療連絡調整本部（市が医療関係団体と設置）と連携をとって活動する。</p> <p>ハ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> においては、地域本部長は保健所長、地域副本部長は保健所副所長又は支所長とする。地域本部員は、保健所の職員及び地域災害医療コーディネーター等とする。</p> <p>ニ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、所管区域の市町村と協力して次の業務を行う。</p> <p>(イ) <u>保健医療福祉活動</u> チーム等の避難所への派遣調整</p> <p>(ロ) <u>保健医療福祉活動</u> に関する情報連携</p> <p>(ハ) <u>保健医療福祉活動</u> に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告</p> <p>(ニ) その他<u>保健医療福祉活動</u> に係る総合調整に関し必要な事項</p> <p>ホ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> に地域災害医療コーディネーターを置き、地域の災害時の<u>保健医療福祉活動</u> を調整する。</p> <p>ヘ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> に、<u>地域災害薬事連絡調整員</u> を置き、災害時の管内の医薬品供給・薬剤師活動に関する情報収集・調整及び二次医薬品集積所の管理を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
130	<p>ト <u>地域保健医療調整本部</u> は、当該地域において<u>保健医療活動</u> が概ね完了するまで<u>間</u>設置する。</p>	<p>ト <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、当該地域において<u>保健医療福祉活動</u> が<u>おおむね</u>完了するまで<u>間</u>設置する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
			調整本部設置要綱」の施行 ➤ 記述の適正化
130	<p>(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。</p> <p>(イ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の<u>震災</u>時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能。</p> <p>(ロ) から (ホ) まで (略)</p>	<p>(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。</p> <p>(イ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の<u>地震災害</u>時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能。</p> <p>(ロ) から (ホ) まで (略)</p>	➤ 文言の統一
131	<p>(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部</p> <p>イ DMATの派遣を要請した場合には、<u>保健医療調整本部</u>内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。</p> <p>ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から<u>保健医療調整本部長</u>が任命する。</p> <p>ハからホまで (略)</p>	<p>(5) 宮城県DMAT調整本部・DMAT活動拠点本部</p> <p>イ DMATの派遣を要請した場合には、<u>保健医療福祉調整本部</u>内に宮城県DMAT調整本部を設置し、県内で活動するすべてのDMATを統括する。</p> <p>ロ 宮城県DMAT調整本部の責任者は、あらかじめ登録していた統括DMAT登録者の中から<u>保健医療福祉調整本部長</u>が任命する。</p> <p>ハからホまで (略)</p>	➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行
132	<p>(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部</p> <p>イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、<u>保健医療調整本部</u>内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。</p> <p>ロからホまで (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(6) 日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部</p> <p>イ 日赤救護班の派遣を要請した場合には、<u>保健医療福祉調整本部</u>内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。</p> <p>ロからホまで (略)</p> <p>(7) (略)</p>	➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行
133	<p>(8) 医療関係団体との連携</p> <p>イ 県は県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等（以下、「医療救護関係団体」という。）の協力を得て、<u>震災</u>時における医療救護体制を確立しておく。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 県は大規模な<u>震災</u>により、県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え、隣接県をはじめ、東北ブロック各県、全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。</p>	<p>(8) 医療関係団体との連携</p> <p>イ 県は県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、東北大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等（以下、「医療救護関係団体」という。）の協力を得て、<u>地震災害</u>時における医療救護体制を確立しておく。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 県は大規模<u>地震災害</u>により、県内の医療救護体制が十分機能しない場合に備え、隣接県をはじめ、東北ブロック各県、全国の都道府県との災害時医療の相互協力体制の確立に努める。</p>	➤ 文言の統一

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
133	<p>(9) (略)</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(1) <u>保健医療活動</u>の担当部門の設置</p> <p>イ 市町村は、<u>震災が発生したとき</u>に円滑な<u>保健医療活動</u>を実施するために、市町村災害対策本部内に<u>保健医療</u>を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 市町村は、医療救護体制について県が設置した<u>地域保健医療調整本部</u>への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</p>	<p>(9) (略)</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(1) <u>保健医療福祉活動</u>の担当部門の設置</p> <p>イ 市町村は、<u>地震災害時</u>に円滑な<u>保健医療福祉活動</u>を実施するために、市町村災害対策本部内に<u>保健医療福祉</u>を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 市町村は、医療救護体制について県が設置した<u>地域保健医療福祉調整本部</u>への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p> <p>➤ 文言の統一</p>
133	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域保健医療調整本部</u>に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
134	<p>(4) 医療救護班の編成</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は<u>県保健医療調整本部</u>へ）。変更した場合も同様とする。</p>	<p>(4) 医療救護班の編成</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 市町村等で編成された医療救護班については、保健福祉事務所（保健所）へ報告する（仙台市は<u>県保健医療福祉調整本部</u>へ）。変更した場合も同様とする。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
134	<p>(5) 応急救護設備の整備と点検</p> <p>市町村は、<u>震災が発生した場合</u>、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。</p>	<p>(5) 応急救護設備の整備と点検</p> <p>市町村は<u>地震災害時</u>、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
134	<p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 災害拠点病院</p> <p>イ 災害拠点病院は、<u>震災の発生</u>に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機</p>	<p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 災害拠点病院</p> <p>イ 災害拠点病院は、<u>地震災害</u>に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。 ロからへまで（略） 4（略）</p>	<p>材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。 ロからへまで（略） 4（略）</p>	
135	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 1（略） 2 医療救護活動に関する情報連絡体制 (1) 情報の共有 イ <u>保健医療調整本部</u> は、<u>地域保健医療調整本部</u> 及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。 ロ <u>地域保健医療調整本部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、<u>保健医療調整本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>第3 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 1（略） 2 医療救護活動に関する情報連絡体制 (1) 情報の共有 イ <u>保健医療福祉調整本部</u> は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u> 及び災害拠点病院からの情報を収集し、整理し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。 ロ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、<u>保健医療福祉調整本部</u> ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
136	<p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制等 イ（略） ロ <u>保健医療調整本部</u> 及び<u>地域保健医療調整本部</u> は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。 3（略） 第4（略）</p>	<p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制等 イ（略） ロ <u>保健医療福祉調整本部</u> 及び<u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、直接DMATなどの医療救護活動チームからの支援情報を収集し、関係機関と情報を共有する。 3（略） 第4（略）</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
137	<p>第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>保健医療調整本部</u>、宮城県DMAT調整本部、<u>地域保健医療調整本部</u>、<u>地域災害保健医療連絡会議</u> の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 (略) 第6（略）</p>	<p>第5 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施 県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、<u>保健医療福祉調整本部</u>、宮城県DMAT調整本部、<u>日赤救護班活動調整本部</u>、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、<u>地域災害保健医療福祉連絡会議</u> の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 (略) 第6（略）</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
138	<p>第7 福祉支援体制の整備 (略) このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して</p>	<p>第7 福祉支援体制の整備 (略) このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、<u>震災</u>時における従業員の対応等について指導する。</p>	<p>消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、<u>地震災害</u>時における従業員の対応等について指導する。</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
140	<p><u>4</u> 初期消火体制の強化 地震発生時の延焼火災 _____ を <u>防止</u> するためには、出火の未然防止とともに、 _____ 初期消火 <u>対策</u> _____ が重要である。 このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により _____ 防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。</p>	<p><u>6</u> 初期消火体制の強化 地震発生時の延焼火災 <u>及び延焼火災による人的、物的被害を最小限に</u> するためには、出火の未然防止とともに、 <u>早期通報、初期消火を行うことが重要</u> である。 このため、家庭、事業所及び地域等にあつては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により <u>県民の</u> 防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。 <u>また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。</u></p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 風水害編との整合</p>
141	<p>第3 消防力の強化 (新設)</p>	<p>第3 消防力の強化 <u>1 消防組織の充実強化</u> <u>地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。</u> <u>さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
141	<p><u>1</u> 消防資機材等の整備 (1) <u>車両及び資機材等の整備促進</u> _____ 県は、 _____ 市町村、消防本部に <u>対して、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備 _____ の整備促進を _____ 指導 _____ し、市町村、消防本部はこれらの <u>整備促進に努める</u> _____。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>2</u> 消防資機材等の整備 (1) _____ 資機材等の整備促進 <u>火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、 <u>消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、市町村、消防本部における消防 _____ 資機材 _____ の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの <u>設備整備を積極的に進める</u> _____。</u></u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化 ➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
141	<p>(新設)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p><u>消防設備士の資質の向上を図る。</u></p> <p><u>(4) 住宅防火対策の推進</u></p> <p><u>住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が</u><u>出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
142	<p>第5 消防計画の充実強化</p> <p>県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市町村消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第5 消防計画の充実強化</p> <p>県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市町村消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。</p> <p><u>1 消防力等の整備及び点検</u></p> <p><u>2 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査</u></p> <p><u>3 消防職員及び消防団員の教育訓練</u></p> <p><u>4 査察その他の予防指導</u></p> <p><u>5 その他火災を予防するための措置</u></p> <p>第6 (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
143	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備</p> <p>道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、<u>震災</u>対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備</p> <p>道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、<u>地震災害</u>対策の計画を定め、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
143	<p>2 緊急輸送道路の確保及び整備</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>2 緊急輸送道路の確保及び整備</p> <p><u>国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 第2章第5</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><u>防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</u></p> <p><u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>節第2 1 (3)より 移記</p>
144	<p>3 交通規制等交通管理体制の整備</p> <p>県警察本部は、災害時の<u>交通規制を行うために定める緊急交通路</u>を確保するため、<u>必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。</u></p>	<p>3 交通規制等交通管理体制の整備</p> <p>県警察本部は、災害時の<u>応急復旧等に必要となる道路</u>を確保するため、<u>交通規制計画の策定や交通管理体制の確保等を推進する。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
144	<p>(1) 交通規制計画 （略）</p> <p>イ <u>警察庁が指定する</u>広域交通規制対象道路</p> <p>ロ <u>避難路、緊急交通路</u>その他の防災上重要な幹線道路</p> <p>ハからトまで （略）</p> <p>(2) 及び (3) （略）</p>	<p>(1) 交通規制計画 （略）</p> <p>イ _____広域交通規制対象道路</p> <p>ロ <u>避難路、</u>その他の防災上重要な幹線道路</p> <p>ハからトまで （略）</p> <p>(2) 及び (3) （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
145	<p>4 道路啓開体制の整備 （略）</p> <p>また、道路管理者 _____ は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>（略）</p> <p>第4及び第5 （略）</p>	<p>4 道路啓開体制の整備 （略）</p> <p>また、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p> <p>（略）</p> <p>第4及び第5 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
145	<p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き</p> <p><u>災害時は、</u>災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。</p> <p><u>なお、県警察本部は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため大規模災害発生時の交通規制実施要領に基づき行う。</u></p>	<p>第6 緊急輸送体制</p> <p>1 緊急通行車両に係る確認手続き</p> <p>_____災害対策基本法に基づき、知事及び県公安委員会が緊急通行車両に関する確認事務を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
146	<p>2から4まで（略）</p> <p>5 緊急通行車両標章の周知 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、<u>事前届出制度</u>の普及を図る。</p> <p>6（略）</p> <p>第7（略）</p>	<p>2から4まで（略）</p> <p>5 緊急通行車両<u>であることの確認</u>手続の周知 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、<u>災害発生前にあらかじめ緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両標章を交付することが可能となった</u>ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、<u>確認手続</u>の普及を図る。</p> <p>6（略）</p> <p>第7（略）</p>	<p>➤ 「災害対策基本法施行令」の改正</p>
147	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 （略）このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>高齢者</u>に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 （略）このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>要配慮者</u>に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
149	<p>第4 避難路の確保</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。 <u>市町村は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</u></p>	<p>第4 避難路の確保</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。 _____ _____ _____</p>	<p>➤ 第2章第23節第4 4へ移記</p>
149	<p>4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等 _____ _____ _____</p>	<p>4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等 <u>市町村は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</u></p>	<p>➤ 第2章第23節第4 3より移記</p>
149	<p>第5 避難路等の整備</p> <p>1及び2（略）</p>	<p>第5 避難路等の整備</p> <p>1及び2（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>3 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>市町村は、指定した避難路について、<u>誘導標識</u>等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識</u>を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>市町村は、指定した避難路について、<u>避難誘導標識</u>等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>避難誘導標識</u>を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	
150	<p>4 道路の交通容量の確認</p> <p>東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市町村は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する<u>恐れ</u>がある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。</p> <p>第6 (略)</p>	<p>4 道路の交通容量の確認</p> <p>東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、市町村は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する<u>おそれ</u>がある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。</p> <p>第6 (略)</p>	▶ 記述の適正化
152	<p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 外国人等への対応</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8 (略)</p>	<p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 外国人等への対応</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。</u></p> <p>第8 (略)</p>	▶ 津波編との整合
152	<p>第9 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全確保対策の検討</p>	<p>第9 教育機関における対応</p> <p>1 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全確保対策の検討</p>	▶ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、地震が発生した場合又は市町村長等が<u>避難情報の発令</u>を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>学校等の校長又は園長（以下「校長等」という。）は、地震が発生した場合又は市町村長等が<u>避難の指示等</u>を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。</p> <p>(3) (略)</p>	
152	<p>2 連絡・連携体制の構築</p> <p>市町村は、小学校就学前の<u>子ども</u>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>2 連絡・連携体制の構築</p> <p>市町村は、小学校就学前の<u>子供</u>たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
153	<p>第10 避難計画の<u>策定</u></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の<u>策定</u>を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>防災マップの作成にあたっては住民も参加する<u>等</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を<u>はかる</u>よう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第10 避難計画の<u>作成</u></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>市町村は、下記の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の<u>作成</u>を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>防災マップの作成にあたっては住民も参加する<u>など</u>の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を<u>図る</u>よう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
153	<p>(1) 避難情報の<u>発令を行う</u>具体的な基準及び伝達方法</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <hr/> <p>2 (略)</p>	<p>(1) 避難情報<u>発令の</u>具体的な基準及び伝達方法</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p><u>なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」(平成17年3月策定)を参考とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>
153	<p>第11 避難に関する広報</p> <p>市町村は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図の<u>住民への作成・配布等を積極的</u>に行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第11 避難に関する広報</p> <p>市町村は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図を<u>作成し、積極的に住民へ配布等</u>を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
154	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、県、市町村は事前に指定する避難所等について、<u>発災</u></p>	<p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、県、市町村は事前に指定する避難所等について、<u>地震</u></p>	<p>➤ 文言の統一</p> <p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。</p>	<p>した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</u></p>	
156	<p>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ<u>受け入れる</u>方策について定めるよう努めること。</p> <p>7及び8（略）</p>	<p>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ<u>受け入れる</u>方策について定めるよう努めること。</p> <p>7及び8（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
157	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の指定及び整備（略）</p> <p>また、市町村は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、<u>主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</u></p> <p>(2) 及び (3)（略）</p>	<p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の指定及び整備（略）</p> <p>また、市町村は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、<u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(2) 及び (3)（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
158	<p>(4) 他市町村での受け入れ拠点の確保</p> <p>市町村は、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて<u>受け入れる</u>拠点の整備に努める。</p> <p>10（略）</p>	<p>(4) 他市町村での受け入れ拠点の確保</p> <p>市町村は、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて<u>受け入れる</u>拠点の整備に努める。</p> <p>10（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
158	<p>第3 避難の長期化対策</p> <p>1（略）</p>	<p>第3 避難の長期化対策</p> <p>1（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>2 生活環境の確保</p> <p>県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、<u>女性専用の</u>物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p> <p>第4（略）</p>	<p>2 生活環境の確保</p> <p>県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、<u>多様な生活者に配慮した</u>物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p> <p>第4（略）</p>	
159	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>県及び仙台市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、<u>（一社）プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき</u> <u>建設能力の把握に努め、</u> <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備確保を行う。</u></p>	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>県及び仙台市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、<u>県が締結した</u> <u>「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、協定締結団体等と建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による</u> <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備確保を行う。</u></p>	<p>➤ 防災協定締結団体名の削除</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>
159	<p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、<u>（一社）プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>2（略）</p> <p>第6（略）</p>	<p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、<u>県が協定を締結した団体等</u>と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>2（略）</p> <p>第6（略）</p>	<p>➤ 防災協定締結団体名の削除</p>
161	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び市町村は、市町村防災行政無線等の無線系 <u>（戸別受信機を含む）</u> の整備や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び市町村は、市町村防災行政無線等の無線系 <u>の</u> 整備や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
161	<p>(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備</p> <p>県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>また、国、県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
161	<p>(新設)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p><u>(3) 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進</u></p> <p><u>国、県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
161	<p>6 被害・<u>安否情報</u>・伝達体制に関する協定 (略)</p>	<p>6 被害・<u>安否情報収集</u>・伝達体制に関する協定 (略)</p>	<p>➤ 津波編との整合</p>
162	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難<u>もしくは</u>不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難<u>若しくは</u>不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
164	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達</p> <p>(1) 県は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。</p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達</p> <p>(1) 県は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。</p>	<p>➤ 文言の統一</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、<u>震災</u>時における提供に備えた協力体制の確立に努める。</p> <p>ニからへまで（略）</p> <p>(2) から (4) まで（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、<u>地震災害</u>時における提供に備えた協力体制の確立に努める。</p> <p>ニからへまで（略）</p> <p>(2) から (4) まで（略）</p> <p>2（略）</p>	
166	<p>3 飲料水の調達</p> <p>(1) 飲料水及び応急給水資機材の確保</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 市町村は、<u>震災</u>時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>ハ及びニ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>3 飲料水の調達</p> <p>(1) 飲料水及び応急給水資機材の確保</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 市町村は、<u>地震災害</u>時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。</p> <p>ハ及びニ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	▶ 文言の統一
166	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>1 段階的な輸送体制の構築</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 情報管理体制の構築</p> <p>県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、<u>受入れる</u>物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第7（略）</p>	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>1 段階的な輸送体制の構築</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 情報管理体制の構築</p> <p>県は、内容不明な物資やニーズに合わない物資による業務の支障が生じないようにするため、<u>受け入れる</u>物資の選別や在庫管理を適切に実施する体制を確保するとともに、支援物資の適切な供給のため、関係者間において物流情報を適切に共有化できるよう、情報管理体制についても検討しておく。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第7（略）</p>	▶ 記述の適正化
170	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>1 社会福祉施設等の安全確保対策</p> <p>(1) 及び (2)（略）</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>(略) また、入所者及び<u>従事者</u>が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>1 社会福祉施設等の安全確保対策</p> <p>(1) 及び (2)（略）</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>(略) また、入所者及び<u>施設職員</u>が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方</p>	▶ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>法を確立する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>法を確立する。</p> <p>(4) (略)</p>	
171	<p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者の把握</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 所在情報の管理</p> <p>(イ) 及び (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者の把握</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 所在情報の管理</p> <p>(イ) 及び (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
172	<p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所 _____ 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。 _____</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める _____</p> <p>_____。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u></p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める<u>ほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
172	<p>ハ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供</p>	<p>ハ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供</p>	<p>➤ 防災基本計</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(3) 及び (4) (略) 4 から 6 まで (略)	(3) 及び (4) (略) 4 から 6 まで (略)	
176	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在 <u>約19,000人（平成28年末日現在）</u> となっている。 (略) 1 から 6 まで (略)	第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在 <u>2万人以上</u> となっている。 (略) 1 から 6 まで (略)	➤ 記述の適正化
176	7 県は、これら市町村と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援も <u>あわせて</u> 行う。 8 から 11 まで (略)	7 県は、これら市町村と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援も <u>併せて</u> 行う。 8 から 11 まで (略)	➤ 記述の適正化
177	第4 旅行者への支援対策 1 から 3 まで (略) 4 外国人旅行者の安全確保 (略) このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月 <u> </u> 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。	第4 旅行者への支援対策 1 から 3 まで (略) 4 外国人旅行者の安全確保 (略) このため、県及び市町村は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月 <u>策定</u> 国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。	➤ 記述の適正化
179	第27節 複合災害対策 第1 (略) 第2 複合災害の応急対策への備え 1 及び 2 (略) 3 避難・退避体制の整備 (1) (略) (2) 複合災害時には、 <u>避難指示</u> や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。 (3) 及び (4) (略) 第3 (略)	第27節 複合災害対策 第1 (略) 第2 複合災害の応急対策への備え 1 及び 2 (略) 3 避難・退避体制の整備 (1) (略) (2) 複合災害時には、 <u>避難情報</u> や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。 (3) 及び (4) (略) 第3 (略)	➤ 記述の適正化
181	第28節 災害廃棄物対策 第1 (略) 第2 処理体制 1 (略) 2 県の役割 (略)	第28節 災害廃棄物対策 第1 (略) 第2 処理体制 1 (略) 2 県の役割 (略)	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、<u> </u>民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する<u>等</u>、周知に努める。</p> <p>3及び4（略）</p>	<p>なお、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、<u>周辺の地方公共団体</u>や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する<u>など</u>、周知に努める。</p> <p>3及び4（略）</p>	
182	<p>第3 主な措置内容</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>震災</u>時における応急体制の確保 （1）及び（2）（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>第3 主な措置内容</p> <p>1（略）</p> <p>2 <u>地震災害</u>時における応急体制の確保 （1）及び（2）（略）</p> <p>3（略）</p>	▶ 文言の統一
183	<p>第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 除雪体制等の整備 （略）</p> <p>市町村は、<u>地震</u>時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。</p> <p>（略）</p> <p>第3及び第4（略）</p>	<p>第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 除雪体制等の整備 （略）</p> <p>市町村は、<u>地震災害</u>時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。</p> <p>（略）</p> <p>第3及び第4（略）</p>	▶ 文言の統一

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
184	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上に予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。</p> <p>(略)</p>	<p>➤ 緊急地震速報の発表基準及び特別警報の位置付けの変更</p>
185	<p>2 緊急地震速報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 緊急地震速報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
186	<p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <p>(表略)</p> <p>(図略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <p>(表略)</p> <p>※最新の表に更新</p> <p>(図略)</p> <p>※最新の図に更新</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>	<p>➤ 表及び図の適正化</p>
189	<p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p>	<p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>仙台管区気象台は、<u>大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）</u>、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。（略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>仙台管区気象台は、<u>津波警報等</u>、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。（略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	
190	<p>4 放送事業者の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。</p>	<p>4 放送事業者の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
190	<p>(新設)</p>	<p><u>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u></p> <p><u>1 情報発信条件</u></p> <p>(1) <u>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。</u></p> <p>(2) <u>想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものと評価された場合に、情報が発信される。</u></p> <p><u>2 情報発信の流れ</u></p> <p><u>気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。</u></p> <p><u>3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</u></p> <p>(1) <u>合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</u></p> <p>(2) <u>防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</u></p> <p><u>4 情報に関する留意事項</u></p> <p>(1) <u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。</u></p> <p>(2) <u>以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要</u></p>	<p>➤ 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の追加</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>である。</u></p> <p><u>イ この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するとい</u> <u>うことをお知らせするものではない。</u></p> <p><u>ロ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くな</u> <u>る。</u></p> <p><u>ハ 発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。</u></p> <p><u>ニ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラ</u> <u>スの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。</u></p> <p><u>ホ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。</u></p> <p><u>ヘ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性の</u> <u>ある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいMw8</u> <u>クラスの地震等にも備える必要がある。</u></p> <p><u>ト 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三</u> <u>陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能</u> <u>性がある。</u></p> <p><u>チ すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないよ</u> <u>うに配慮することが必要である。</u></p>	
190	<p>第4 災害情報収集・伝達 (新設)</p>	<p>第5 災害情報収集・伝達</p> <p><u>地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は</u> <u>効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の</u> <u>程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情</u> <u>報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早</u> <u>期把握を行う。</u></p>	<p>➢ 条項ずれ</p> <p>➢ 風水害編との整合</p>
191	<p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (1) から (3) まで (略) (4) (略)</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要 と認めるときは、<u>市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、</u> <u>その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに</u> <u>努める。</u></p>	<p>1 地震発生直後の被害の収集・伝達 (1) から (3) まで (略) (4) (略)</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要 と認めるときは、「<u>災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に</u> <u>係る対応方針</u>」に基づき、<u>市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、</u> <u>その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに</u> <u>努める。</u></p> <p><u>また、県は、国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目</u></p>	<p>➢ 「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」の策定</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(5) 及び (6) (略)	<u>的から、同方針に基づき、死者及び行方不明者の氏名等を公表する。</u> (5) 及び (6) (略)	
191	(7) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、 <u>官邸</u> 及び <u>非常本部</u> 等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。 (8) (略)	(7) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、 <u>首相官邸</u> 及び <u>政府本部</u> 等を含む防災関係機関への共有を図る。 (8) (略)	➤ 記述の適正化
191	(9) 県、市町村及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。 <u>なお、県職員に係る登庁途中における被害状況報告書は、別に定める。</u> (10) (略)	(9) 県、市町村及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。 (10) (略)	➤ 記述の適正化
191	2 情報の収集 (1) 県は、 <u>地震による災害</u> が発生した場合は、速やかに市町村に対して被害概況の報告を求め、市町村及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。 (2) から (11) まで (略)	2 情報の収集 (1) 県は、 <u>地震災害</u> が発生した場合は、速やかに市町村に対して被害概況の報告を求め、市町村及び消防機関等からの被害情報を県出先機関（地方振興事務所・地域事務所）を経由して収集するとともに、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。 (2) から (11) まで (略)	➤ 文言の統一
193	(12) (略) イ 海上及び沿岸部における被害状況 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ⑦ (略) ロ (略)	(12) (略) イ 海上及び沿岸部における被害状況 <u>(イ)</u> (略) <u>(ロ)</u> (略) <u>(ハ)</u> (略) <u>(ニ)</u> (略) <u>(ホ)</u> (略) <u>(ヘ)</u> (略) <u>(ト)</u> (略) ロ (略)	➤ 記述の適正化
193	3 情報の伝達 (1) 及び (2) (略) (3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網（中央防災無線）を活用して、首相官邸及び政府本部に情報伝達する。	3 情報の伝達 (1) 及び (2) (略) (3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網（中央防災無線）を活用して、首相官邸及び政府本部に情報伝達する。	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(4) (略)	<u>あわせて、地域衛星通信ネットワークも活用する。</u> (4) (略)	
193	4 災害情報等の交換 (1) 災害情報の種類 イ (略) ロ <u>災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において</u> 、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること ハ及びニ (略) (2) (略)	4 災害情報等の交換 (1) 災害情報の種類 イ (略) ロ <u>災害時</u> 、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること ハ及びニ (略) (2) (略)	➤ 記述の適正化
195	(3) 被害状況等の報告 イ (略) ロ 県は、次に掲げる災害が生じた際には、災害対策基本法第53条第2項の規定に <u>基づき</u> 、内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に対し速やかに報告する。 (イ) から (ハ) まで (略) ハからへまで (略)	(3) 被害状況等の報告 イ (略) ロ 県は、次に掲げる災害が生じた際には、災害対策基本法第53条第2項の規定に <u>より</u> 、内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に対し速やかに報告する。 (イ) から (ハ) まで (略) ハからへまで (略)	➤ 記述の適正化
195	第5 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。 (略) イからタまで (略) (2) 及び (3) (略)	第6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (1) 通信連絡手段 大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努め、 <u>必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。</u> (略) イからタまで (略) (2) 及び (3) (略)	➤ 条項ずれ ➤ 風水害編との整合
197	(新設)	<u>2 県防災行政無線施設</u> 県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、 <u>支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。</u> <u>また、必要に応じ、可搬型衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。</u> <u>さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきた</u>	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
197	<p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>さ</u>ないよう努める。</p> <p><u>3</u> 市町村防災行政無線施設</p> <p>(1) 市町村は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市町村防災行政無線、地域防災無線等通信手段の確保に努める。</p> <p>(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>(3) 避難所等となった学校等と市町村庁舎との通信手段の確保に努める。 あわせて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
197	<p><u>4</u> 放送施設</p> <p>(1) 日本放送協会仙台放送局 イ 放送体制 (略) また、<u>地方自治体</u>・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。 ロ (略) (2) から (6) まで (略)</p>	<p><u>6</u> 放送施設</p> <p>(1) 日本放送協会仙台放送局 イ 放送体制 (略) また、<u>地方公共団体</u>・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。 ロ (略) (2) から (6) まで (略)</p>	<p>➤ 条項ずれ</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
200	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第1 目的 (略) また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <hr/> <p>第2 (略)</p>	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第1 目的 (略) また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p><u>なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
200	<p>第3 県の広報</p> <p>1 広報事項 (1) から (5) まで (略) (6) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等</p>	<p>第3 県の広報</p> <p>1 広報事項 (1) から (5) まで (略) (6) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報</p>	<p>➤ 他条項との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
200	<p>(7) から (11) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>(7) から (11) まで (略)</p> <p><u>(12) 地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
201	<p>第4 市町村の広報</p> <p>1 市町村の広報</p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4 市町村の広報</p> <p>1 市町村の広報</p> <p>(1) から (7) まで (略)</p> <p><u>(8) 地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
202	<p>第5 安否情報</p> <p>(略)</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける<u>恐れ</u>がある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p>	<p>第5 安否情報</p> <p>(略)</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける<u>おそれ</u>がある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
203	<p>第6 防災関係機関の広報</p>	<p>第6 防災関係機関の広報</p>	<p>➤ 防災基本計</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>1 （略） （新設）</p>	<p>1 （略） <u>2 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u></p>	<p>画の修正</p>
203	<p><u>2</u> その他の機関 （略）さらに、必要事項については、随時、県及び市町村災害対策本部にも連絡する。</p>	<p><u>3</u> その他の機関 （略）さらに、必要事項については、随時、県及び市町村災害対策本部にも連絡する。 <u>放送事業者及び通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</u></p>	<p>➤ 条項ずれ ➤ 風水害編との整合</p>
204	<p>第3節 防災活動体制 第1及び第2 （略） 第3 県の活動 1 職員の配備体制 （略） なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。</p>	<p>第3節 防災活動体制 第1及び第2 （略） 第3 県の活動 1 職員の配備体制 （略） なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。 <u>また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
204	<p>(1) 警戒配備（0号） 宮城県で震度4 _____ を観測する地震が発生した場合、又は警戒本部設置前において各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。（詳細は各部局の配備編成計画による）</p>	<p>(1) 警戒配備（0号） 宮城県で震度4（<u>実測値</u>）を観測する地震が発生した場合、又は警戒本部設置前において各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。（詳細は各部局の配備編成計画による）</p>	<p>➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正</p>
204	<p>(2) 特別警戒配備（1号） 県内で震度4 _____ を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、 _____ 又は宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p>	<p>(2) 特別警戒配備（1号） 県内で震度4（<u>実測値</u>）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、<u>震度5弱（実測値）を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）</u>又は宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p>	<p>➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正</p>
204	<p>(3) 特別警戒配備（2号） 県内で<u>震度5弱もしくは震度5強</u> _____ を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基</p>	<p>(3) 特別警戒配備（2号） 県内で _____ <u>震度5強（実測値）</u>を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基</p>	<p>➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	つき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。	つき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。	
205	(4) 非常配備（3号） 県内で震度6弱 _____ 以上の地震が観測されたとき、 <u>又は県内に特別警報 _____ が発表されたとき _____</u> は、「宮城県災害対策本部要綱」（昭和56年5月15日施行）に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。 (略)	(4) 非常配備（3号） 県内で震度6弱 (<u>実測値</u>) 以上の地震が観測されたとき、 _____ 県内に特別警報 (<u>地震動特別警報を除く</u>) が発表されたとき、 <u>又は県内市町村が緊急安全確保を発令したとき</u> は、「宮城県災害対策本部要綱」（昭和56年5月15日施行）に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。 (略)	➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正
205	(5) 現地災害対策本部 局地的かつ特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、 <u>災害対策本部 _____</u> に現地災害対策本部を設置する。 (6) (略) 2 (略)	(5) 現地災害対策本部 局地的かつ特に甚大な被害が発生した場合、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、 <u>局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等</u> に現地災害対策本部を設置する。 (6) (略) 2 (略)	➤ 風水害編との整合
206	3 災害対策本部の運用 (1) (略) (表略)	3 災害対策本部の運用 (1) (略) (表略) ※最新の配備体制の基準・内容等に更新	➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正
207	※蔵王山 _____ の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報（火口周辺）に該当するため <u>0</u> 号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。 (2) (略)	※蔵王山、 <u>栗駒山</u> の噴火警戒レベルの導入に伴い、レベル2及びレベル3は噴火警報（火口周辺）に該当するため <u>1</u> 号配備、レベル4及びレベル5については、特別警報に該当するため3号配備とする。 (2) (略)	➤ 「災害対策警戒配備要領」の改正
207	(3) 県 _____ の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水の <u>恐れ</u> のない施設等において設置する。	(3) 県 <u>及び市町村</u> の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水の <u>おそれ</u> のない施設等において設置する。	➤ 風水害編との整合 ➤ 記述の適正化
207	第4 市町村の活動 市町村は、 <u>地震による災害</u> 時において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他	第4 市町村の活動 市町村は、 <u>地震災害</u> 時において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他	➤ 文言の統一

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。(略) 1及び2 (略)	市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。(略) 1及び2 (略)	
208	第5 警察の活動 1及び2 (略) 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 第6及び第7 (略)	第5 警察の活動 1及び2 (略) 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 第6及び第7 (略)	➤ 記述の適正化
210	第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 1から5まで (略) 6 ヘリコプター等の運用調整 (略) なお、ヘリコプター運用調整班は、 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。 第9 (略)	第8 県、市町村、国及び関係機関の連携 1から5まで (略) 6 ヘリコプター等の運用調整 (略) なお、ヘリコプター運用調整班は、 <u>ふくそうする航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼する。また、無人航空機等の飛行から</u> 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。 第9 (略)	➤ 防災基本計画の修正
211	第4節 相互応援活動 第1 (略) 第2 市町村間の相互応援活動 1 他市町村長に対する応援の要請 (1) (略) (2) 県内全市町村間の相互応援協定 (略) 2及び3 (略) 第3及び第4 (略)	第4節 相互応援活動 第1 (略) 第2 市町村間の相互応援活動 1 他市町村長に対する応援の要請 (1) (略) (2) 県内全市町村間の相互応援協定 <u>(災害時における宮城県市町村相互応援協定)</u> (略) 2及び3 (略) 第3及び第4 (略)	➤ 風水害編との整合
213	第5 他都道府県からの応援活動 1 北海道・東北8道県に対する応援要請 (1) 及び (2) (略)	第5 他都道府県からの応援活動 1 北海道・東北8道県に対する応援要請 (1) 及び (2) (略)	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
220	<p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣</p> <p>(1) 知事等は、<u>地震災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり</u>人命及び財産を保護するため必要があると認めるとき、若しくは、市町村の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。（略）</p> <p>注：「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する防衛大臣が指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地<u>指令</u>の職にある部隊等の長をいう。</p> <p>(2) から (4) まで （略）</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>第2 災害派遣の基準及び要請の手続き</p> <p>1 要請による派遣</p> <p>(1) 知事等は、<u>地震災害時において、</u>人命及び財産を保護するため必要があると認めるとき、若しくは、市町村の通信途絶の状況から判断し必要と認める場合は、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を直ちに要請することができる。（略）</p> <p>注：「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する防衛大臣が指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地<u>司令</u>の職にある部隊等の長をいう。</p> <p>(2) から (4) まで （略）</p> <p>2及び3 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
222	<p>第3 県・市町村と自衛隊との連絡</p> <p>1 （略）</p> <p>2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応</p> <p>(1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県<u>復興・危機管理総務課</u>（火災及び林野火災については消防課）とする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 及び (3) （略）</p>	<p>第3 県・市町村と自衛隊との連絡</p> <p>1 （略）</p> <p>2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応</p> <p>(1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県<u>防災推進課</u>（火災及び林野火災については消防課）とする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 及び (3) （略）</p>	<p>➤ 組織再編による</p>
223	<p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p>(1) から (8) まで （略）</p> <p>(9) <u>給食及び給水</u>：被災者に対する給食<u>及び給水</u>の 実施</p> <p><u>(10) 入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u></p> <p><u>(11)</u> （略）</p> <p><u>(12)</u> （略）</p> <p><u>(13)</u> （略）</p>	<p>第4 派遣部隊の活動内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 災害派遣時に実施する救援活動等</p> <p>(1) から (8) まで （略）</p> <p>(9) <u>給食、給水及び入浴支援</u>：被災者に対する給食、<u>給水及び入浴支援</u>の 実施</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> （略）</p> <p><u>(12)</u> （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
223	<p>3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を</p>	<p>3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、<u>災害時</u> <u>_____</u>において市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者（委任を</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいらない場合に限り、次の権限を行使することができる。（略）</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p>第5から第7まで （略）</p>	<p>受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にいらない場合に限り、次の権限を行使することができる。（略）</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p> <p>第5から第7まで （略）</p>	
227	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第3まで （略）</p> <p>第4 市町村の活動</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>3 （略）また、必要に応じ、非常本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。</p> <p>4 （略）</p> <p>第5 （略）</p>	<p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第1から第3まで （略）</p> <p>第4 市町村の活動</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>3 （略）また、必要に応じ、政府本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。</p> <p>4 （略）</p> <p>第5 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
228	<p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p> <p>第7から第11まで （略）</p>	<p>第6 第二管区海上保安本部の活動</p> <p>1及び2 （略）</p> <p>3 物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。</p> <p>第7から第11まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
230	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 保健医療調整本部 は、地域保健医療調整本部、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>第8節 医療救護活動</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>1 被災地の状況把握・関係団体への情報提供</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 保健医療福祉調整本部は、地域保健医療福祉調整本部、仙台市及び災害拠点病院からの情報を収集し、県内の状況を把握するとともに関係機関と情報を共有する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
230	<p>（3） 地域保健医療調整本部 は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、保健医療調整本部 ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>（3） 地域保健医療福祉調整本部は、管内市町村の医療救護に関する情報を収集、整理し、保健医療福祉調整本部ほか関係機関と情報を共有する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
230	<p>2 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集・提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）で把握できない情報については、<u>地域保健医療調整本部</u>が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により<u>保健医療調整本部</u>に伝達する。</p>	<p>2 広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集・提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）で把握できない情報については、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>が管内市町村の医療救護に関する情報及び管内災害拠点病院の情報の把握に努め、可能な手段により<u>保健医療福祉調整本部</u>に伝達する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
230	<p>(3) <u>保健医療調整本部</u>及び<u>地域保健医療調整本部</u>は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護活動チームから支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。</p>	<p>(3) <u>保健医療福祉調整本部</u>及び<u>地域保健医療福祉調整本部</u>は、DMATの活動状況について、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の情報から収集するほか、直接DMATなどの医療救護活動チームから支援情報を収集し、関係機関と情報の提供を行う。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
230	<p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(1) <u>保健医療調整本部</u>の設置</p> <p>イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、<u>保健医療調整本部</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び<u>地域保健医療調整本部</u>、市町村等から把握する。</p> <p>ロ 県は、必要に応じて、被災地の保健所に<u>地域保健医療調整本部</u>を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、<u>保健医療調整本部</u>に伝える。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(1) <u>保健医療福祉調整本部</u>の設置</p> <p>イ 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、市町村等から把握する。</p> <p>ロ 県は、必要に応じて、被災地の保健所に<u>地域保健医療福祉調整本部</u>を設置し、被災地内の病院の被害状況等を市町村等から把握し、<u>保健医療福祉調整本部</u>に伝える。</p> <p>ハ (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
231	<p>(2) DMATの派遣</p> <p>イ 県は、必要に応じて、<u>保健医療調整本部</u>の下にDMAT調整本部を設置する。</p> <p>ロからニまで (略)</p>	<p>(2) DMATの派遣</p> <p>イ 県は、必要に応じて、<u>保健医療福祉調整本部</u>の下にDMAT調整本部を設置する。</p> <p>ロからニまで (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
231	<p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ <u>保健医療調整本部</u>は、<u>地域保健医療調整本部</u>からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ <u>保健医療福祉調整本部</u>は、<u>地域保健医療福祉調整本部</u>からの要請に基づき、県医師会、県歯科医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、<u>(公社)日本歯科医師会</u>、(公社)日本薬剤師会、(一社)日本病院薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>ロ <u>保健医療調整本部</u> は、災害の状況又は<u>地域保健医療調整本部</u>、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</p> <p>ハ <u>保健医療調整本部</u> は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。</p> <p>ニ <u>地域保健医療調整本部</u> は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>地域災害保健医療連絡会議</u>を設置する。</p> <p>ホ (略)</p>	<p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、(公社)日本薬剤師会、(一社)日本病院薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>ロ <u>保健医療福祉調整本部</u> は、災害の状況又は<u>地域保健医療福祉調整本部</u>、市町村及び医療機関等からの支援要請に応じ、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。</p> <p>ハ <u>保健医療福祉調整本部</u> は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で派遣先等の調整を行う。</p> <p>ニ <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、医療救護活動にあたるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>地域災害保健福祉医療連絡会議</u>を設置する。</p> <p>ホ (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
231	<p>(4) 医療ボランティアの調整</p> <p><u>保健医療調整本部</u> は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第4及び第5 (略)</p>	<p>(4) 医療ボランティアの調整</p> <p><u>保健医療福祉調整本部</u> は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第4及び第5 (略)</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
234	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>(略) また、必要に応じて二次医薬品集積所を<u>地域保健医療調整本部</u> ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、救護所、避難所に供給する。</p>	<p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医薬品集積所の設置</p> <p>(略) また、必要に応じて二次医薬品集積所を<u>地域保健医療福祉調整本部</u> ごとに設置し、一次医薬品集積所から輸送された医薬品等を受入れ、救護所、避難所に供給する。</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>
234	<p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた</p>	<p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村災害対策本部は、医療施設又は救護所等から医薬品等の要請を受けた</p>	<p>➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、 <u>地域保健医療調整本部</u> に要請する。	場合、調達できる医薬品等を供給する。市町村において調達できない場合は、 <u>地域保健医療福祉調整本部</u> に要請する。	置要綱」の施行
234	(3) <u>地域保健医療調整本部</u> は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、 <u>保健医療調整本部</u> に要請する。	(3) <u>地域保健医療福祉調整本部</u> は、市町村災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請する。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、 <u>保健医療福祉調整本部</u> に要請する。	➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行
234	(4) 県災害対策本部は、 <u>地域保健医療調整本部</u> から医薬品等の要請を受けた場合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一次医薬品集積所の支援医薬品 <u>等</u> を供給する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。 (5) から (7) まで (略)	(4) 県災害対策本部は、 <u>地域保健医療福祉調整本部</u> から医薬品等の要請を受けた場合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一次医薬品集積所の支援医薬品 <u>等</u> を供給する。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。 (5) から (7) まで (略)	➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行 ➤ 津波編及び風水害編との整合
234	第7 在宅要医療患者の医療救護体制 1 (略) 2 市町村は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市町村内の医療機関若しくは県 <u>保健医療調整本部</u> へ調整を依頼する。 3から5まで (略)	第7 在宅要医療患者の医療救護体制 1 (略) 2 市町村は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市町村内の医療機関若しくは県 <u>保健医療福祉調整本部</u> へ調整を依頼する。 3から5まで (略)	➤ 「宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱」の施行
236	第9節 消火活動 第1 (略) 第2 消火活動の基本 1 <u>震災</u> 消火活動の基本 (1) から (4) まで (略) (5) 火災現場活動の原則 イ <u>出場隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、戦略を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ロ及びハ (略) 第3及び第4 (略)	第9節 消火活動 第1 (略) 第2 消火活動の基本 1 <u>地震災害時における</u> 消火活動の基本 (1) から (4) まで (略) (5) 火災現場活動の原則 イ <u>出動隊</u> の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、戦略を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ロ及びハ (略) 第3及び第4 (略)	➤ 文言の統一 ➤ 記述の適正化
238	第5 消防機関の活動	第5 消防機関の活動	➤ 記述の適正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>1 （略）</p> <p>2 消防団の活動 （1）から（3） （略） （4） 避難誘導 <u>避難情報が発令された</u>場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</p> <p>3及び4 （略） 第6から第9まで （略）</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 消防団の活動 （1）から（3） （略） （4） 避難誘導 <u>避難の指示等が行われた</u>場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</p> <p>3及び4 （略） 第6から第9まで （略）</p>	化
240	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 県の活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送の対象 緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、<u>概ね</u>次のとおりとする。 （1）から（4）まで （略） 3から5まで （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 県の活動</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送の対象 緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、<u>おおむね</u>次のとおりとする。 （1）から（4）まで （略） 3から5まで （略）</p> <p>第3 （略）</p>	▶ 記述の適正化
243	<p>第4 防災関係機関の活動</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>4 （公社）宮城県トラック協会の役割 （1） （略） （2） （公社）宮城県トラック協会本部の代行業務 （公社）宮城県トラック協会本部が<u>震災</u>等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>第4 防災関係機関の活動</p> <p>1から3まで （略）</p> <p>4 （公社）宮城県トラック協会の役割 （1） （略） （2） （公社）宮城県トラック協会本部の代行業務 （公社）宮城県トラック協会本部が<u>地震災害</u>等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。 （略）</p> <p>5 （略）</p>	▶ 文言の統一
246	<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 交通規制 （1）から（6）まで （略） <u>（新設）</u></p>	<p>第5 陸上交通の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 交通規制 （1）から（6）まで （略） <u>（7） 交通マネジメント</u></p>	▶ 「第2次交通政策基本計画」の閣議決定

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>イ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u></p> <p><u>ロ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>ハ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p><u>ニ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u></p>	
246	<p>3 緊急通行車両 <u> </u> の確認</p> <p>緊急通行車両 <u> </u> の確認手続き <u> </u> は、以下の要領で行う。</p>	<p>3 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認</p> <p>緊急通行車両 <u>であること</u> の確認手続き <u>（標章及び証明書の交付を含む）</u> は、以下の要領で行う。</p>	<p>➤ 「災害対策基本法施行令」の改正</p>
246	<p>(1) <u>確認対象車両</u> <u> </u></p> <p>イ 知事が行う <u>確認事務処理</u></p> <p>知事は、知事部局等県有公用車両について確認 <u> </u> し、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両 <u>に係る確認事務</u> については地域交通政策課で、また、地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両 <u>の確認事務</u> については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ <u> </u> 行う。</p> <p>ロ 県公安委員会が行う <u>確認事務処理</u></p> <p>県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部（<u>交通規制課</u>）、高速道路交通警察隊、警察署 <u>のほか交通検問所等の検問箇所</u> で行う。</p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p>	<p>(1) <u>確認に関する事務分掌</u></p> <p>イ 知事が行う <u>事務</u></p> <p>知事は、知事部局等県有公用車両について確認 <u>すること</u> とし、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両 <u> </u> については地域交通政策課で、また、地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両 <u> </u> については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ <u>取りまとめた後、地域交通政策課で確認手続き</u> を行う。</p> <p>ロ 県公安委員会が行う <u>事務</u> <u> </u></p> <p>県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部 <u>交通規制課</u>、高速道路交通警察隊、警察署 <u>で確認手続き</u> を <u> </u> 行う。</p> <p><u>なお、県と防災協定等を締結している機関の車両に係る確認手続きについては、その防災協定等を所管する事業担当課（室・所）及び防災推進課を経由して確認手続きを行う。</u></p>	<p>➤ 「災害対策基本法施行令」の改正</p>
246	<p>(2) <u>申し出事項</u></p> <p><u> </u></p> <p>緊急通行車両の <u>運転者</u> <u> </u> は、<u> </u> 次の事項を申し出て確認を受ける。</p>	<p>(2) <u>確認の申出</u></p> <p><u>イ 申し出事項</u></p> <p>緊急通行車両の <u>使用者又は管理責任者</u> は、<u>災害発生直後から災害応急対策を行うことができるようにするため、可能な限り事前に</u> 次の事項を申し出て確認を受ける。</p>	<p>➤ 「災害対策基本法施行令」の改正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p><u>なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りる。</u></p> <p><u>イ 車両番号標</u>に標示されている番号</p> <p><u>ロ 車両の用途</u>（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）</p> <p><u>ハ 使用者の住所、氏名</u></p> <p><u>ニ 出発地</u></p> <p><u>ホ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し</u></p> <p><u>ヘ その他参考事項</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(イ) 番号標</u>に標示されている番号</p> <p><u>(ロ) 車両の用途</u></p> <p><u>(ハ) 活動地域</u></p> <p><u>(ニ) 車両の使用者の住所及び氏名</u></p> <p><u>(ホ) 緊急連絡先</u></p> <p>_____</p> <p>(削除)</p>	
246	(新設)	<p><u>ロ 必要書類</u></p> <p><u>(イ) 緊急通行車両確認申出書</u></p> <p><u>(ロ) 添付書類</u></p> <p><u>a 車検証の写し</u></p> <p><u>b 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示と(イ)のみで足りる。</u></p>	➤ 「災害対策基本法施行令」の改正
246	(3) 標章等の交付 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、 <u>当該車両の使用者</u> に対し <u>緊急通行車両である旨の標章及び証明書</u> を交付する。	(3) 標章等の交付 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、 <u>申出者</u> に対し <u>標章及び緊急通行車両確認証明書</u> を交付する。	➤ 「災害対策基本法施行令」の改正
246	(4) 交付状況の把握 _____ (3)により標章等を交付した場合、 <u>復興・危機管理総務課</u> 及び_____交通規制課に報告することとし、 <u>(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。復興・危機管理総務課</u> 及び_____交通規制課は、_____必要に応じて確認事務の調整を図る。	(4) 交付状況の把握 <u>地域交通政策課</u> は、(3)により標章等を交付した場合、 <u>防災推進課</u> 及び <u>県警本部</u> 交通規制課に報告する_____。 <u>防災推進課</u> 及び <u>県警本部</u> 交通規制課は、 <u>(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握することとし、必要に応じて確認事務の調整を図る。</u>	➤ 「災害対策基本法施行令」の改正 ➤ 組織再編による
247	緊急通行車両等の <u>事前届出・確認</u> 手続等フロー (図略) 4及び5 (略)	緊急通行車両等の_____確認手続等フロー (図略) <u>※最新のフロー図に更新</u> 4及び5 (略)	➤ 「災害対策基本法施行令」の改正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
250	<p>第6（略）</p> <p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 活動内容</p> <p>ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を<u>活か</u>し、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</p> <p>1から9まで（略）</p> <p>第4から第6まで（略）</p>	<p>第6（略）</p> <p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第1及び第2（略）</p> <p>第3 活動内容</p> <p>ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を<u>生か</u>し、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</p> <p>1から9まで（略）</p> <p>第4から第6まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
252	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に<u>避難情報の発令等</u>を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p> <p>1及び2（略）</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>市町村及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に<u>避難の指示等</u>を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。</p> <p>1及び2（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
252	<p>第2 避難の指示等</p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、<u>住民に対して速やかに避難情報の発令を行う</u>。この際、県は時機を失することなく<u>避難の指示等が行われる</u>よう、市町村に積極的に助言を行う。</p> <p>さらに、<u>市町村</u>は、<u>避難の指示等を行う</u>に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</p> <p>1（略）</p>	<p>第2 避難の指示等</p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市町村長は、<u>速やかに避難情報を発令する</u>。この際、県は時機を失することなく<u>避難情報が発令される</u>よう、市町村に積極的に助言を行う。</p> <p>さらに、<u>市町村長</u>は、<u>避難情報の発令</u>に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</p> <p>1（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
253	<p>2 市町村長、<u>知事</u>の役割</p> <p>市町村長は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに<u>避難の指示を行う</u>。</p> <p><u>知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を実施する。</u></p>	<p>2 市町村長<u>_____</u>の役割</p> <p>市町村長は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに<u>避難情報を発令する</u>。</p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 第3章第12節第2 3（新設）へ移記</p>
253	<p>(新設)</p>	<p><u>3 知事の役割</u></p> <p><u>知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代わって避難情報の発令に関する措置の全部又は一部</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 第3章第12</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<u>は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。</u>	
254	<p>(1) 住民等への周知 (略) なお、<u>避難情報</u>の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 住民等への周知 (略) なお、<u>避難の指示等</u>の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(2) (略)</p>	➤ 記述の適正化
254	<p>(3) 周知内容 <u>避難情報の発令</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路 その他の誘導措置、その他とする。</p>	<p>(3) 周知内容 <u>避難の指示等</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路、<u>出火・盗難の予防措置、携行品</u>、その他の誘導措置、その他とする。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>
254	<p>(4) 警察の役割 イ 警察署長は、市町村長<u>が</u>行う避難の指示<u>について</u>、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。</p>	<p>(4) 警察の役割 イ 警察署長は、市町村長<u>等</u>が行う避難の指示<u>等</u>について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。</p>	➤ 記述の適正化
254	<p>ロ 警察は、<u>避難の指示がなされた</u>場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p>	<p>ロ 警察は、<u>避難の指示等が行われた</u>場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p>	➤ 記述の適正化
254	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等と<u>あわせて指定緊急避難場所</u>を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>また、市町村は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等と<u>併せて指定緊急避難場所等</u>を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>3及び4 (略)</p>	➤ 記述の適正化
255	<p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、<u>住民</u>に対し周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、<u>住民等</u>に対し周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	➤ 記述の適正化
256	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p>	<p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 相談窓口の設置（略） なお、女性や<u>子ども</u>への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。</p> <p>ニ（略）</p>	<p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 相談窓口の設置（略） なお、女性や<u>子供</u>への暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。</p> <p>ニ（略）</p>	
256	<p>ホ 自治的な組織運営への移行 市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。_____</p> <p>_____</p> <p>へ（略） (2)（略）</p>	<p>ホ 自治的な組織運営への移行 市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>へ（略） (2)（略）</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正</p>
257	<p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮（略） 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、<u>女性専用の</u>物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮（略） 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、<u>多様な生活者に配慮した</u>物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>
257	<p>ハ 女性・子供等への配慮 市町村は、<u>指定避難所等</u>における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。（略）</p> <p>ニ（略）</p>	<p>ハ 女性・子供等への配慮 市町村は、<u>避難所</u>における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。（略）</p> <p>ニ（略）</p>	<p>▶ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
258	<p>(4) 県による支援</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 県が管理する施設での対応</p> <p>県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を<u>受入れる</u>施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p> <p>(5) から (7) まで (略)</p>	<p>(4) 県による支援</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 県が管理する施設での対応</p> <p>県は、県が管理する施設を避難所として開設する際の協力、第三者の介護を必要とする避難者を<u>受け入れる</u>施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のための必要な措置及び避難所の管理運営についての指導助言を行う。</p> <p>(5) から (7) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
258	<p>(8) ホームレスの受入れ</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に<u>受入れる</u>よう努める。</p>	<p>(8) ホームレスの受入れ</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に<u>受け入れる</u>よう努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
258	<p>第6 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>1 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については<u>当該市町村</u>と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、<u>県</u>知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>1 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については<u>避難先市町村</u>と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、<u>県</u>知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
258	<p>3 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を<u>受入れる</u>ことができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>3 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を<u>受け入れる</u>ことができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
259	<p>第7 避難長期化への対処</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては<u>当該市町村</u>に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第7 避難長期化への対処</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては<u>受入れ先市町村</u>に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。</p> <p>4 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
259	<p>5 市町村は、<u>避難所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を<u>受入れる</u>ことができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>5 市町村は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災者を<u>受け入れる</u>ことができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や<u>高齢者・障害者</u>等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	<p>整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や<u>要配慮者</u>等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p>	
262	<p>ロ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保</p> <p>県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて<u>非常本部</u>等を通じて、又は直接資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>ロ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保</p> <p>県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて<u>政府本部</u>等を通じて、又は直接資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
264	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>(略) また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、<u>建設型応急住宅</u>を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</p> <p>1 (略)</p>	<p>第4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>(略) また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、<u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）</u>を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</p> <p>1 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
264	<p>2 市町村の対応</p> <p>基礎的な自治体として、被災者の<u>り災</u>程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>2 市町村の対応</p> <p>基礎的な自治体として、被災者の<u>被災</u>程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。</p> <p>第5 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
265	<p>第6 住宅の応急修理</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 修理の期間</p> <p>災害発生の日から<u>1</u>か月以内に完了する。</p> <p>第7 (略)</p>	<p>第6 住宅の応急修理</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 修理の期間</p> <p>災害発生の日から<u>3</u>か月以内に完了する。</p> <p><u>なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、災害発生の日から6か月以内に完了する。</u></p> <p>第7 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
	<p>第14節 (略)</p>	<p>第14節 (略)</p>	
269	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>1 (略)</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援活動</p> <p>1 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>2 支援体制の確立と実施 (1) 及び (2) (略) (3) 避難所での支援 イ 支援体制の確立 被災市町村は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<u>支援</u>体制を確立する。(略) ロからニまで (略) (4) 及び (5) (略) 第3及び第4 (略)</p>	<p>2 支援体制の確立と実施 (1) 及び (2) (略) (3) 避難所での支援 イ 支援体制の確立 被災市町村は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<u>支援</u>体制を確立する。(略) ロからニまで (略) (4) 及び (5) (略) 第3及び第4 (略)</p>	
	<p>第16節 (略)</p>	<p>第16節 (略)</p>	
274	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第1 (略) 第2 食料・物資等調達体制の整備 1 (略) 2 調達計画の立案 県は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）の<u> </u>、早期の調達計画を立案に努める。 3から5まで (略) 第3 (略)</p>	<p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第1 (略) 第2 食料・物資等調達体制の整備 1 (略) 2 調達計画の立案 県は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、倉庫の空き状況等に基づく将来に不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）<u>について</u>、早期の調達計画の立案に努める。 3から5まで (略) 第3 (略)</p>	➤ 記述の適正化
275	<p>第4 食料 1 (略) 2 米穀 (1) 調達 (略) ただし、災害救助法が<u>発動</u>された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。 イ及びロ (略)</p>	<p>第4 食料 1 (略) 2 米穀 (1) 調達 (略) ただし、災害救助法が<u>適用</u>された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。 イ及びロ (略)</p>	➤ 記述の適正化
276	<p>(2) 供給</p>	<p>(2) 供給</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>イ 応急用米穀 (イ) 県は、農林水産省から直接購入した応急用<u>米</u>を市町村に供給する。 (ロ) 及び (ハ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 供給数量 (イ) (略) (ロ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。 ・<u>り災者</u>に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合 (略) ・(略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>3から8まで (略)</p>	<p>イ 応急用米穀 (イ) 県は、農林水産省から直接購入した応急用<u>米穀</u>を市町村に供給する。 (ロ) 及び (ハ) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 供給数量 (イ) (略) (ロ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。 ・<u>被災者</u>に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合 (略) ・(略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>3から8まで (略)</p>	<p>化</p>
278	<p>第5 飲料水 1から6まで (略)</p> <p>7 <u>震災</u>時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルを目標とする。</p> <p>8から10まで (略)</p>	<p>第5 飲料水 1から6まで (略)</p> <p>7 <u>地震災害</u>時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルを目標とする。</p> <p>8から10まで (略)</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
279	<p>第6 生活物資 1及び2 (略) (新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>第6 生活物資 1及び2 (略)</p> <p><u>3 物資の安定供給</u> <u>東北経済産業局は、県との連携を図りながら、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で安定的に供給するよう指導・要請するとともに、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第78条第1項の規定により保管命令又は収用を行う。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p> <p>➤ 条項ずれ</p>
280	<p>第8 義援物資の受入れ、配分 1 義援物資の受入れ (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 日本郵便(株)東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う<u>地方自治体</u>、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p>	<p>第8 義援物資の受入れ、配分 1 義援物資の受入れ (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 日本郵便(株)東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う<u>地方公共団体</u>、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(4) (略) 2 (略)	(4) (略) 2 (略)	
282	第9 燃料の調達・供給 1から4まで (略) (図略)	第9 燃料の調達・供給 1から4まで (略) (削除) ※「燃料調整シート」を削除	➤ 資料編に移記
284	第18節 防疫・保健衛生活動 第1及び第2 (略) 第3 保健対策 1 健康調査、健康相談 (1) 保健指導及び健康相談の実施 (略) その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の間関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせて、総合的な対応を図るよう努める。 (2) から (4) まで 2及び3 (略)	第18節 防疫・保健衛生活動 第1及び第2 (略) 第3 保健対策 1 健康調査、健康相談 (1) 保健指導及び健康相談の実施 (略) その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。 (2) から (4) まで 2及び3 (略)	➤ 記述の適正化
285	4 子どもたちへの健康支援活動 (略) 第4 (略)	4 子供 たちへの健康支援活動 (略) 第4 (略)	➤ 記述の適正化
286	第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬 第1及び第2 (略) 第3 遺体の処理、収容 1 (略) 2 市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）_____を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。 3及び4 (略)	第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬 第1及び第2 (略) 第3 遺体の処理、収容 1 (略) 2 市町村は被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）及び検案場所を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所等の設営が困難となった場合、市町村は、周辺市町村へ協力要請を行い、要請された市町村は、設置、運営に協力する。 3及び4 (略)	➤ 記述の適正化
286	5 県は宮城県葬祭業協同組合及び宮城県JA葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス_____等を確保する。	5 県は宮城県葬祭業協同組合及び宮城県JA葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス、 <u>遺体収納袋</u> 等を確保する。	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	6及び7（略）	6及び7（略）	
288	<p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 市町村は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p>(1) から (5)（略）</p> <p>(6) 一時的な埋葬について</p> <p>(略)一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に<u>基づき</u>、事務を行うこと。</p>	<p>第4 遺体の火葬、埋葬</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 市町村は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。</p> <p>(1) から (5)（略）</p> <p>(6) 一時的な埋葬について</p> <p>(略)一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定に<u>より</u>、事務を行うこと。</p>	➤ 記述の適正化
288	<p>5 市町村は、身元の判明しない遺骨_____について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p> <p>6（略）</p>	<p>5 市町村は、身元の判明しない遺骨<u>及び所持品等</u>について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。</p> <p>6（略）</p>	➤ 記述の適正化
289	<p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 災害廃棄物の処理</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 県及び市町村又は事業者は、有害物質の<u>漏洩</u>及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</p> <p>第3（略）</p>	<p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 災害廃棄物の処理</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 県及び市町村又は事業者は、有害物質の<u>漏えい</u>及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</p> <p>第3（略）</p>	➤ 記述の適正化
290	<p>第4 処理方法</p> <p>1（略）</p> <p>2 市町村は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 災害廃棄物</p> <p>イ（略）</p> <p>また、<u>選別</u>_____・保管・<u>焼却</u>のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、<u>大量のがれきの最終処分までの</u>処理ルート^の確保を図る。</p> <p>ロ及びハ（略）</p>	<p>第4 処理方法</p> <p>1（略）</p> <p>2 市町村は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 災害廃棄物</p> <p>イ（略）</p> <p>また、<u>大量のがれきを集積</u>・保管_____のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、<u>_____</u>処理ルート^の確保を図る。</p> <p>ロ及びハ（略）</p>	➤ 記述の適正化
290	<p>(3) し尿処理</p> <p>イ（略）</p> <p>なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、</p>	<p>(3) し尿処理</p> <p>イ（略）</p> <p>なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	男女別_____の設置、女性や <u>子ども</u> 等が安全に行ける場所への設置に配慮する。 ロ及びハ（略） 3（略） 第5（略）	男女別 <u>や多目的トイレ</u> の設置、女性や <u>子供</u> 等が安全に行ける場所への設置に配慮する。 ロ及びハ（略） 3（略） 第5（略）	
292	第21節 社会秩序維持活動 第1（略） 第2 生活必需品の物価監視 1（略） 2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定に <u>基づき</u> 当該物資の保管命令又は収用を行う。 3（略） 第3及び第4（略）	第21節 社会秩序維持活動 第1（略） 第2 生活必需品の物価監視 1（略） 2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定に <u>より</u> 当該物資の保管命令又は収用を行う。 3（略） 第3及び第4（略）	➤ 記述の適正化
294	第22節 教育活動 第1（略） 第2 避難措置 学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は市町村長等が <u>避難情報の発令</u> を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。	第22節 教育活動 第1（略） 第2 避難措置 学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は市町村長等が <u>避難の指示等</u> を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。	➤ 記述の適正化
294	1 在校園時の措置 (1) 地震発生直後の対応 地震発生後、 <u>速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行う</u> とともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。 (2) 及び(3)（略） 2及び3（略）	1 在校園時の措置 (1) 地震発生直後の対応 地震発生後、 <u>児童生徒等を速やかに安全な一時避難場所に誘導する</u> とともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。 (2) 及び(3)（略） 2及び3（略）	➤ 記述の適正化
295	第3 学校等施設等の応急措置 1 公立学校等 (1)（略） (2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、_____ <u>応急復旧</u> を行う。 2及び3（略）	第3 学校等施設等の応急措置 1 公立学校等 (1)（略） (2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、</u> 応急復旧を行う。 2及び3（略）	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第4から第10まで（略）	第4から第10まで（略）	
297	第11 災害応急対策への生徒の協力 校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの 救済活動 ・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。	第11 災害応急対策への生徒の協力 校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの 救援活動 ・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。	➤ 記述の適正化
297	第12 文化財の応急措置 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を 県 教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。 2から5まで（略）	第12 文化財の応急措置 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を 所管の 教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。 2から5まで（略）	➤ 記述の適正化
298	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第1（略） 第2 緊急使用のための調達 1（略） 2 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、 発電機 等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 3から5まで（略） 第3から第6まで（略）	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第1（略） 第2 緊急使用のための調達 1（略） 2 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、 電動車 、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。 3から5まで（略） 第3から第6まで（略）	➤ 津波編及び風水害編との整合
301	第24節 公共土木施設等の応急対策 第1 目的（略） また、沿岸部では 震災 による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。 第2及び第3（略）	第24節 公共土木施設等の応急対策 第1 目的（略） また、沿岸部では 地震災害 による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。 第2及び第3（略）	➤ 文言の統一
304	第4 海岸保全施設 1 県の対応 (1) 及び(2)（略） (3) 二次災害の防止対策 海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。	第4 海岸保全施設 1 県の対応 (1) 及び(2)（略） (3) 二次災害の防止対策 海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
304	<p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 緊急点検</p> <p><u>海岸管理者</u>は、<u>地震発生（震度5弱以上）直後</u>（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</p>	<p><u>また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。</u></p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 緊急点検</p> <p><u>海岸事業者</u>は、<u>対象地震観測所（岩沼海岸「岩沼市桜」、山元海岸「山元町浅生原」）において震度5弱以上を観測したとき</u>（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</p> <p><u>ただし、対象地震観測所において震度4を観測したときは、以下のいずれかに該当するときにも緊急点検を実施する。</u></p> <p><u>イ 波浪・高潮により災害対策支部を設置しているとき。</u></p> <p><u>ロ 直前に発生した地震又は波浪・高潮もしくはその他の原因により既に海岸保全施設が被災しており、新たな被害の発生が懸念されるとき。</u></p> <p><u>ハ 仙台河川国道事務所長が巡視を必要と判断したとき。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
304	<p>(2) 重要施設等の応急復旧</p> <p><u>海岸管理者</u>は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p>	<p>(2) 重要施設等の応急復旧</p> <p><u>海岸事業者</u>は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
304	<p>(3) 二次災害の防止対策</p> <p><u>海岸管理者</u>は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p>	<p>(3) 二次災害の防止対策</p> <p><u>海岸事業者</u>は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p> <p><u>また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。</u></p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 風水害編との整合</p>
305	<p>第5 河川管理施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 緊急点検</p> <p>イ 出水により水防団待機水位を超えてはん濫危険水位に達する<u>恐れ</u>のある場合。</p>	<p>第5 河川管理施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(1) 緊急点検</p> <p>イ 出水により水防団待機水位を超えてはん濫危険水位に達する<u>おそれ</u>のある場合。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
305	<p>ロ 直前に発生した地震又は出水、<u>もしくは</u>その他要因により既に河川管理施設又は許可工作物（以下、「河川管理施設等」という。）が発生しており、新たな</p>	<p>ロ 直前に発生した地震又は出水、<u>若しくは</u>その他要因により既に河川管理施設又は許可工作物（以下、「河川管理施設等」という。）が発生しており、新たな</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
307	(新設)	(4) <u>情報伝達手段の確保</u> 地震災害に関する情報等について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。	➤ 津波編及び風水害編との整合
307	<u>3 旅客対策</u> (略)	(削除)	➤ 津波編及び風水害編との整合
307	第11 鉄道施設 1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) <u>関係防災機関、地方自治体</u> との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 イからハまで (略) (3) (略)	第12 鉄道施設 1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) <u>防災関係機関、地方公共団体</u> との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 イからハまで (略) (3) (略)	➤ 条項ずれ ➤ 記述の適正化
308	(4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客 <u>及</u> 公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への <u>避難指示</u> があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。	(4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客 <u>及び</u> 公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ <u>避難するよう指示</u> があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。	➤ 記述の適正化
308	(5) 消防及び救助に関する措置 イ及びロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び <u>地方自治体</u> に対する応援要請を行う。 (6) (略) 2 (略)	(5) 消防及び救助に関する措置 イ及びロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び <u>地方公共団体</u> に対する応援要請を行う。 (6) (略) 2 (略)	➤ 記述の適正化
309	3 仙台空港鉄道（株） (1) (略) (2) 運輸指令員、駅長、運転士及び保守担当所長の取扱い イ 運転中止	3 仙台空港鉄道（株） (1) (略) (2) 運輸指令員、駅長、運転士及び保守担当所長の取扱い イ 運転中止	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(イ) 運輸指令員の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(ロ) 運転士の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(ハ) 保守担当所長の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>ロ 速度規制</p> <p>(イ) 運輸送指令員の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(ロ) 運転士の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(ハ) 保守担当所長の取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>(イ) 運輸指令員の取扱い</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p><u>d</u> (略)</p> <p>(ロ) 運転士の取扱い</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(ハ) 保守担当所長の取扱い</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>ロ 速度規制</p> <p>(イ) 運輸<u> </u>指令員の取扱い</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(ロ) 運転士の取扱い</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p> <p>(ハ) 保守担当所長の取扱い</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p><u>b</u> (略)</p> <p><u>c</u> (略)</p>	
311	<p>第12 <u>地下鉄施設</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>4</u> <u>仙台市地下鉄</u></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 津波編との整合</p>
312	<p>第13 農地、<u>農業施設</u></p> <p>県及び市町村は、農地、<u>農業施設</u>に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p>	<p>第13 農地、<u>農業用施設</u></p> <p>県及び市町村は、農地、<u>農業用施設</u>に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	1 (略)	1 (略)	
312	2 地震により農地・ <u>農業施設</u> が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。 3及び4 (略) 第14から第17まで (略)	2 地震により農地、 <u>農業用施設</u> が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。 3及び4 (略) 第14から第17まで (略)	➤ 記述の適正化
318	第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第1から第4まで (略) 第5 電力施設 1から3まで (略) 4 復旧資材の確保 (1)及び(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該 <u>地方自治体</u> の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5及び6 (略)	第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第1から第4まで (略) 第5 電力施設 1から3まで (略) 4 復旧資材の確保 (1)及び(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該 <u>地方公共団体</u> の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5及び6 (略)	➤ 記述の適正化
319	第6 ガス施設 1 液化石油ガス施設 (1) (略) イ 応急措置と応援要請 (略) 被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。 ロからニまで (略)	第6 ガス施設 1 液化石油ガス施設 (1) (略) イ 応急措置と応援要請 (略) 被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に連絡する。 <u>供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに(一社)宮城県LPガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。</u> ロからニまで (略)	➤ 風水害編との整合
319	(2) (一社)宮城県LPガス協会は、 <u>各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の</u>	(2) (一社)宮城県LPガス協会は、 <u>災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため</u> 、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
319	<p>充実強化に努める_____。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 及び (4) (略)</p>	<p>充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。</p> <p><u>イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施</u></p> <p><u>ロ 応急供給の実施</u></p> <p><u>ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告</u></p> <p><u>ニ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整</u></p> <p><u>ホ 二次災害防止のための広報活動</u></p> <p>(3) 及び (4) (略)</p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>
319	<p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 製造所の緊急点検と復旧対策</p> <p><u>地震</u>の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。</p>	<p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 製造所の緊急点検と復旧対策</p> <p><u>地震災害</u>の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。</p>	<p>➤ 文言の統一</p>
320	<p>ロ 各施設の緊急点検と復旧対策</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化 <u>(公共施設が存在するブロックを優先させる。)</u></p> <p>(ハ) 復旧ブロック内の<u>漏洩</u> 検査</p> <p>(ニ) 本支管、供給管<u>漏洩</u> 箇所修理</p> <p>(ホ) 及び (ヘ) (略)</p>	<p>ロ 各施設の緊急点検と復旧対策</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化 _____</p> <p>(ハ) 復旧ブロック内の<u>漏えい</u> 検査</p> <p>(ニ) 本支管、供給管<u>漏えい</u> 箇所修理</p> <p>(ホ) 及び (ヘ) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
320	<p>ハ 応援体制</p> <p>災害の規模に応じて、「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u>」(一社) <u>日本ガス協会</u> に基づき、(一社) 日本ガス協会への応援要請の措置をとる。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) から (3) まで (略)</p>	<p>ハ 応援体制</p> <p>災害の規模に応じて、「<u>災害時連携計画</u>」 _____ に基づき、(一社) 日本ガス協会への応援要請の措置をとる。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) から (3) まで (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
320	<p>(新設)</p>	<p><u>(4) 仙台市ガス局の対応</u></p> <p><u>イ 災害時の要員確保</u></p> <p><u>「仙台市ガス局災害対策要綱」により、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。</u></p> <p><u>なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「災害時連携計画」に基</u></p>	<p>➤ 風水害編との整合</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。</u></p> <p><u>ロ 応援復旧用資材の確保</u> <u>緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町構内の資材倉庫に常時2か月分確保しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。</u></p> <p><u>ハ 緊急措置</u> <u>基準地震計のSI値が緊急停止判断基準値以上を記録した場合若しくは製造所及び供給所のホルダーの送出量又は整圧器等の圧力の大幅な変動により供給継続が困難な場合は、二次災害を防止するため、単位ブロックで即時にガス供給を停止する。</u> <u>更に、基準地震計のSI値が緊急停止判断基準値に達しないブロックにおいても、一定の基準に該当する地域については直ちに緊急巡回点検を行い、ガス漏えいなどによる二次災害の発生が予測される場合は、必要な範囲のガス供給を停止する。</u></p> <p><u>ニ 広報活動</u> <u>あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要になる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知する。</u> <u>また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。</u></p> <p><u>ホ 復旧計画</u> <u>供給停止地区の復旧は、次のとおり行う。</u> <u>(イ) 供給停止区域内の閉栓及び被害状況把握</u> <u>(ロ) 復旧順位の決定及び復旧ブロックの確立</u> <u>(ハ) 復旧ブロック内の漏えい検査</u> <u>(ニ) 本支管、供給管漏えい箇所修理</u> <u>(ホ) 内管検査及び修理（倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。）</u> <u>(ヘ) 消費機器の点火試験</u> <u>(ト) 開栓（供給再開）</u></p> <p><u>(図略)</u></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
		<p><u>※災害復旧対策基本フロー図の追加</u></p> <p><u>へ 需要家支援対策</u> <u>医療施設等に対し、必要に応じ移動式ガス発生設備等を設置する。</u></p>	
320	第7 電信・電話施設 (新設)	第7 電信・電話施設 <u>電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</u>	➤ 風水害編との整合
320	1 <u>通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</u>	1 <u>応急対策の内容</u> <u>通信施設に被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。</u>	➤ 風水害編との整合
320	(1) <u>応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、災害時公衆電話の設置等を行う。</u>	(1) <u>非常用可搬型交換装置の出動</u>	➤ 風水害編との整合
320	(2) <u>広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</u>	(2) <u>衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動</u>	➤ 風水害編との整合
320	(新設)	(3) <u>移動電源車の出動</u> (4) <u>応急ケーブルによる措置</u>	➤ 風水害編との整合
320	2 <u>通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</u>	2 <u>応急措置</u> <u>通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</u>	➤ 風水害編との整合
320	(1) <u>設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。</u>	(1) <u>最小限の通信の確保</u> <u>広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。</u>	➤ 風水害編との整合
320	(2) <u>被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。</u>	(2) <u>災害時公衆電話の設置</u>	➤ 風水害編との整合
320	(新設)	<u>イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。</u> <u>ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。</u> <u>ハ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</u>	➤ 風水害編との整合
320	(3) <u>被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</u>	(3) <u>回線の応急復旧</u> <u>電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</u>	➤ 風水害編との整合

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
321	(新設)	<p><u>イ 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。</u></p> <p><u>ロ 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。</u></p> <p><u>ハ 被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</u></p>	➤ 風水害編との整合
324	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 毒物劇物貯蔵施設</p> <p>1（略）</p> <p>2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。</p> <p>3から5まで（略）</p>	<p>第26節 危険物施設等の安全確保</p> <p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 毒物劇物貯蔵施設</p> <p>1（略）</p> <p>2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。</p> <p>3から5まで（略）</p>	➤ 記述の適正化
325	<p>第7 環境モニタリング</p> <p>県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。（略）</p> <p>1及び2（略）</p>	<p>第7 環境モニタリング</p> <p>県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。（略）</p> <p>1及び2（略）</p>	➤ 記述の適正化
	第27節（略）	第27節（略）	
330	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び市町村又は事業者の対応</p> <p>(1) から (3) まで（略）</p> <p>(4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、<u>あわせ</u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(5) 及び (6)（略）</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 二次災害の防止活動</p> <p>1 県及び市町村又は事業者の対応</p> <p>(1) から (3) まで（略）</p> <p>(4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、<u>併せて</u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(5) 及び (6)（略）</p>	➤ 記述の適正化
330	<p>(7) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。</p>	<p>(7) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	(8) 及び (9) (略)	(8) 及び (9) (略)	
331	2 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 地震、降雨等による_____浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。 (略)	2 水害・土砂災害 (1) 二次災害防止施策の実施 地震、降雨等による <u>土砂崩れの発生</u> 、浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。 (略)	➤ 津波編との整合
331	(2) 点検の実施 県及び市町村は、地震、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。 (略) <u>また</u> 、市町村は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に <u>避難の指示等</u> の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。 3 (略)	(2) 点検の実施 県及び市町村は、地震、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。 (略) <u>なお</u> 、市町村は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。 また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に <u>避難情報の発令</u> の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。 3 (略)	➤ 記述の適正化
331	4 高潮・高浪・波浪 県及び市町村は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて_____応急工事_____を実施する。 5から8まで (略) 第3 (略)	4 高潮・高浪・波浪 県及び市町村は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて <u>て</u> 、 <u>応急工事等</u> の <u>対策</u> を実施する。 5から8まで (略) 第3 (略)	➤ 津波編との整合
333	第29節 応急公用負担等の実施 第1 目的 大規模 <u>地震災害が発生し、又は発生が予想される場合</u> において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。	第29節 応急公用負担等の実施 第1 目的 大規模 <u>地震災害時</u> _____において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。	➤ 記述の適正化
334	第2 応急公用負担等の権限 1から3まで (略) 4 指定地方行政機関の長 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは	第2 応急公用負担等の権限 1から3まで (略) 4 指定地方行政機関の長 応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	輸送事業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を <u>収容</u> することができる。	輸送事業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を <u>収用</u> することができる。	
334	<p>第3 立入検査等</p> <p>1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋<u>もしくは</u>物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。</p> <p>2から4まで（略）</p>	<p>第3 立入検査等</p> <p>1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋<u>若しくは</u>物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。</p> <p>2から4まで（略）</p>	➤ 記述の適正化
334	<p>第4 公用令書の交付</p> <p>1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、<u>市町長</u>又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第5（略）</p>	<p>第4 公用令書の交付</p> <p>1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、<u>市町村長</u>又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第5（略）</p>	➤ 記述の適正化
336	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模<u>震災</u>時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、県及び市町村は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模<u>地震災害</u>時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、県及び市町村は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	➤ 文言の統一
336	<p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>（略）</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、<u>情報を共有する場を設置する</u>などし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める<u>。</u></p> <p>（略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>	<p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>（略）</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める<u>とともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</u></p> <p>（略）</p> <p>（1）及び（2）（略）</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	2 （略）	2 （略）	
337	<p>3 行政の支援</p> <p>県及び市町村は、ボランティアのコーディネートに際して、<u>老人介護や外国人との会話力等の</u>ボランティアの技能等が効果的に<u>活かされる</u>よう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>（略）</p> <p>（1）から（5） （略）</p> <p>第3及び第4 （略）</p>	<p>3 行政の支援</p> <p>県及び市町村は、ボランティアのコーディネートに際して、<u>ボランティアの技能等が効果的に生かされる</u>よう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>（略）</p> <p>（1）から（5） （略）</p> <p>第3及び第4 （略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p> <p>➤ 記述の適正化</p>
	第31節 （略）	第31節 （略）	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
340	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業計画の策定 （略）その計画は概ね 次の計画とする。 （略）</p> <p>（1）から（9）まで （略）</p> <p>3及び4 （略）</p>	<p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業計画の策定 （略）その計画はおおむね 次の計画とする。 （略）</p> <p>（1）から（9）まで （略）</p> <p>3及び4 （略）</p>	➤ 記述の適正化
342	<p>第4 災害復興計画</p> <p>災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、地震に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。 （略）</p>	<p>第4 災害復興計画</p> <p>災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を生かしながら、地震に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。 （略）</p>	➤ 記述の適正化
342	<p>1 復興計画の基本方針</p> <p>市町村は、震災 復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。</p> <p>県は、複数の市町村において震災 復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。</p>	<p>1 復興計画の基本方針</p> <p>市町村は、地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。</p> <p>県は、複数の市町村において地震災害からの復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。</p>	➤ 文言の統一
342	<p>2 復興計画の策定</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 県の復興計画の策定 県は、複数の市町村で震災 復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県としての具体的な復興計画の策定を行う。</p> <p>（3）から（5）まで （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第5及び第6 （略）</p>	<p>2 復興計画の策定</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 県の復興計画の策定 県は、複数の市町村で地震災害からの復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県としての具体的な復興計画の策定を行う。</p> <p>（3）から（5）まで （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第5及び第6 （略）</p>	➤ 文言の統一
344	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 目的 （略）</p> <p>その際、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 目的 （略）</p> <p>その際、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取</p>	➤ 防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>り組むことができるよう、<u>見守り・相談の機会や被災者台帳等</u>を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	<p>り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p>第2及び第3（略）</p>	
345	<p>第4 被災者台帳</p> <p>市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>（略）</u></p> <p>第5及び第6（略）</p>	<p>第4 被災者台帳</p> <p>市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p><u>（略）</u></p> <p>第5及び第6（略）</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>
347	<p>第7 資金の貸付け</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 資金の貸付けに<u>あわせて</u>必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>第7 資金の貸付け</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 生活福祉資金</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 資金の貸付けに<u>併せて</u>必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
348	<p>4 一般住宅復興資金の確保</p> <p>（略）また、必要に応じ<u>被害</u>市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。</p> <p>第8から第10まで（略）</p>	<p>4 一般住宅復興資金の確保</p> <p>（略）また、必要に応じ<u>被災</u>市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。</p> <p>第8から第10まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
349	<p>第11 応急金融対策</p> <p>1 日本銀行仙台支店の措置</p> <p>(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>イ 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>（略）なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する<u>等</u>必要な措置を講ずる。</p> <p>ロ及びハ（略）</p> <p>(2) から (6) まで（略）</p>	<p>第11 応急金融対策</p> <p>1 日本銀行仙台支店の措置</p> <p>(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <p>イ 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>（略）なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する<u>など</u>必要な措置を講ずる。</p> <p>ロ及びハ（略）</p> <p>(2) から (6) まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
350	<p>2 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置</p>	<p>2 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
	<p>(1) 非常金融措置の実施</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置 保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、 保険料（共済掛金）の払込については、契約者の<u>り災</u>の状況に応じて猶予期間 の延長を行う等適宜の措置を講ずること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12及び第13 (略)</p>	<p>(1) 非常金融措置の実施</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置 保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、 保険料（共済掛金）の払込については、契約者の<u>被災</u>の状況に応じて猶予期間 の延長を行う等適宜の措置を講ずること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第12及び第13 (略)</p>	化
352	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一般住宅復興資金の確保 (略) また、必要に応じ<u>被害</u>市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じ る。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第3節 住宅復旧支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一般住宅復興資金の確保 (略) また、必要に応じ<u>被災</u>市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じ る。</p> <p>第3 (略)</p>	➤ 記述の適正化
353	<p>第4 防災集団移転促進事業の活用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転促進区域 (1) (略) (2) 災害危険区域 建築基準法第39条第1項の規定に<u>基づく</u>条例で指定された区域</p> <p>3 (略)</p>	<p>第4 防災集団移転促進事業の活用</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転促進区域 (1) (略) (2) 災害危険区域 建築基準法第39条第1項の規定に<u>より</u> 条例で指定された区域</p> <p>3 (略)</p>	➤ 記述の適正化
	第4節から第6節まで (略)	第4節から第6節まで (略)	
360	<p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 激甚災害指定基準 (新設)</p>	<p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>第1から第4まで (略)</p> <p>第5 激甚災害指定基準 <u>激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</u></p>	➤ 記述の適正化
360	<p>1 <u>激甚災害指定基準</u> <u>(本激甚災害)</u> <u>激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</u> (1) (略)</p>	<p>1 <u>本激甚災害</u> (削除) (1) (略)</p>	➤ 記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
360	<p>(2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別<u>事業</u>（法第5条）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置<u>法</u>の特例（法第8条）</p> <p>ニ 土地改良区<u>等</u>の行う湛水<u>排除</u>事業に対する補助（法第10条）</p> <p>ホ及びヘ （略）</p>	<p>(2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別<u>措置</u>（法第5条）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置<u>法</u>の特例（法第8条）</p> <p>ニ 土地改良区<u>等</u>の行う湛水<u>排除</u>事業に対する補助（法第10条）</p> <p>ホ及びヘ （略）</p>	<p>➤ 内閣府「激甚災害制度の概要」による</p>
360	<p>(3) <u>中小企業に関する特別の助成</u></p> <p>イ <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</u></p> <p>ロ <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例（法第13条）</u></p>	<p>(3) <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</u> (削除)</p>	<p>➤ 内閣府「激甚災害制度の概要」による</p>
360	<p>(4) その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>イ及びロ （略）</p> <p>ハ <u>罹災者</u>公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）</p> <p>ニ （略）</p>	<p>(4) その他の特別の財政援助及び助成</p> <p>イ及びロ （略）</p> <p>ハ <u>罹災者</u>公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）</p> <p>ニ （略）</p>	<p>➤ 内閣府「激甚災害制度の概要」による</p>
360	<p>2 <u>激甚災害指定基準</u> <u>（局地激甚災害）</u> <u>激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。</u> (1) から (4) まで （略）</p>	<p>2 <u>局地激甚災害</u> (削除) (1) から (4) まで （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>
360	<p>(5) <u>中小企業に関する特別の助成</u>（法第12条、<u>第13条</u>）</p> <p>(6) （略）</p>	<p>(5) 中小企業<u>信用保険法による災害関係保証の特例</u>（法第12条<u>（削除）</u>）</p> <p>(6) （略）</p>	<p>➤ 内閣府「激甚災害制度の概要」による</p>
361	<p>第8節 災害対応の検証</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 検証の実施 （略） なお、検証に当たっては、<u>関係防災機関</u>への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 1から7まで （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>第8節 災害対応の検証</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 検証の実施 （略） なお、検証に当たっては、<u>防災関係機関</u>への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。 1から7まで （略）</p> <p>第3 （略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和4年11月）	修正後	備考
362	<p>第4 検証の対象</p> <p>県が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び県民の視点に立ち、<u>概ね</u> 次の主体を対象とする。</p> <p>1から7まで（略）</p> <p>第5から第7まで（略）</p>	<p>第4 検証の対象</p> <p>県が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び県民の視点に立ち、<u>おおむね</u> 次の主体を対象とする。</p> <p>1から7まで（略）</p> <p>第5から第7まで（略）</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>